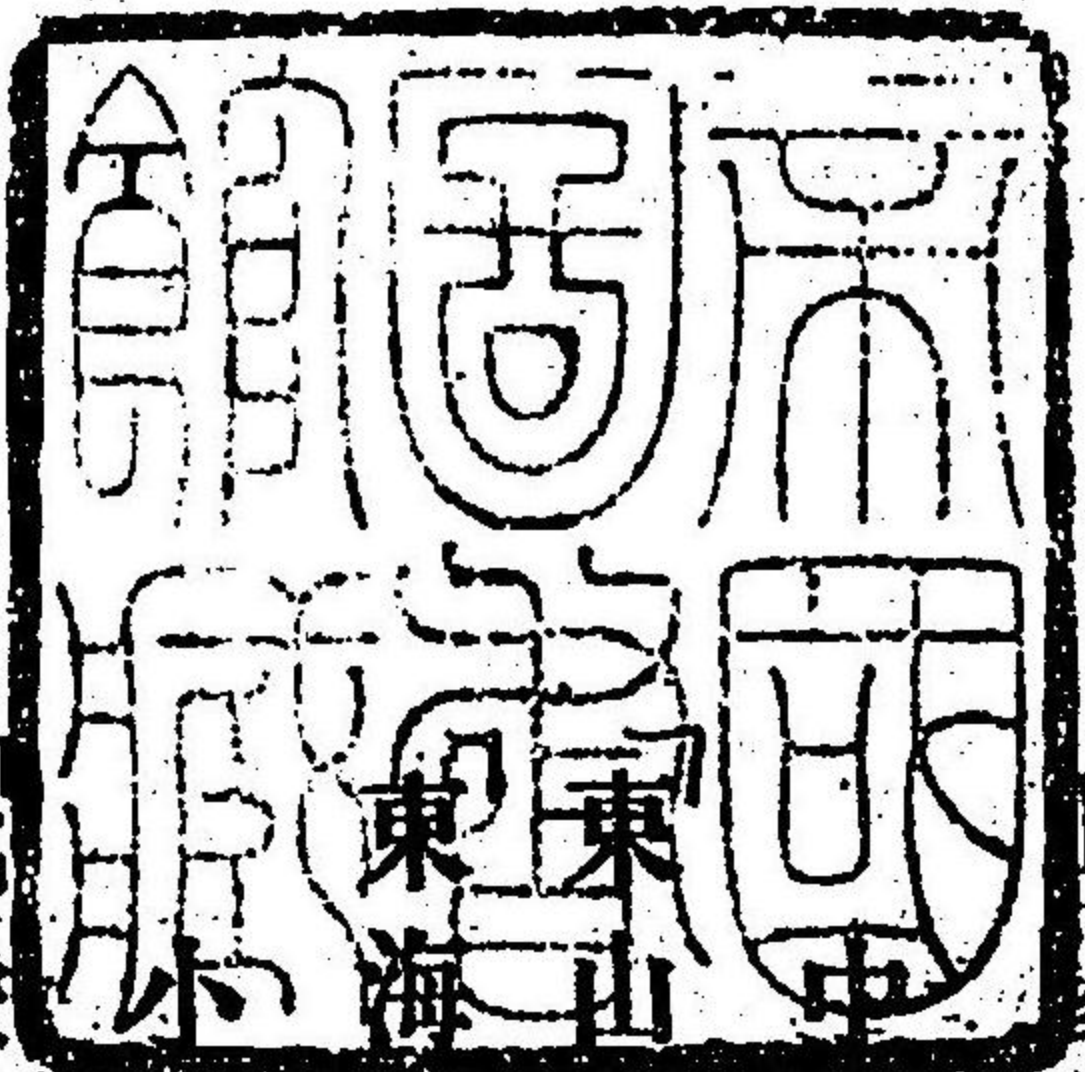


327-519



驛路通總目

大路中路爲上卷小路以下爲下卷

大路

令制每驛馬二十疋

京都より太宰府に至る  
攝津三驛豊前二驛筑前九驛前後附

同驛馬十疋

山陽道

京都より鎮守府に至る  
別路上野より武藏國府に至る

同常陸國府に至る  
別路武藏下總常陸磐城沿海路

同驛馬五疋

北陸道

支路三 若狹路 能登 蒲原  
支路二 信濃路

山陰道

支路一 丹後路 隱岐  
支路二 長門路

南海道

支路一 土佐

西海道

本路東西二島 支路四 豊前 豊後 日向  
別路三 平戸 島原

總目

大正  
4. 9. 25  
内交



出羽路

東山道小野驛より岐れ出羽國府を歴て秋田城に至る  
別路 雄勝路

伊勢路

東海道鈴鹿驛より岐れ神宮參詣○支路志摩國府に至る  
○以上二路之中路に屬す

美作路

山陽道大市驛より岐れ美作國府に至る

飛驒路

東山道長良驛より岐れ飛驒國府に至る

甲斐路

東海道横走驛より岐れ甲斐國府に至る

上總路

東海別路井上驛より上總安房兩國府に至る

大和路

大路の山崎驛より大和國府に至る  
○大和伊賀兩路新補

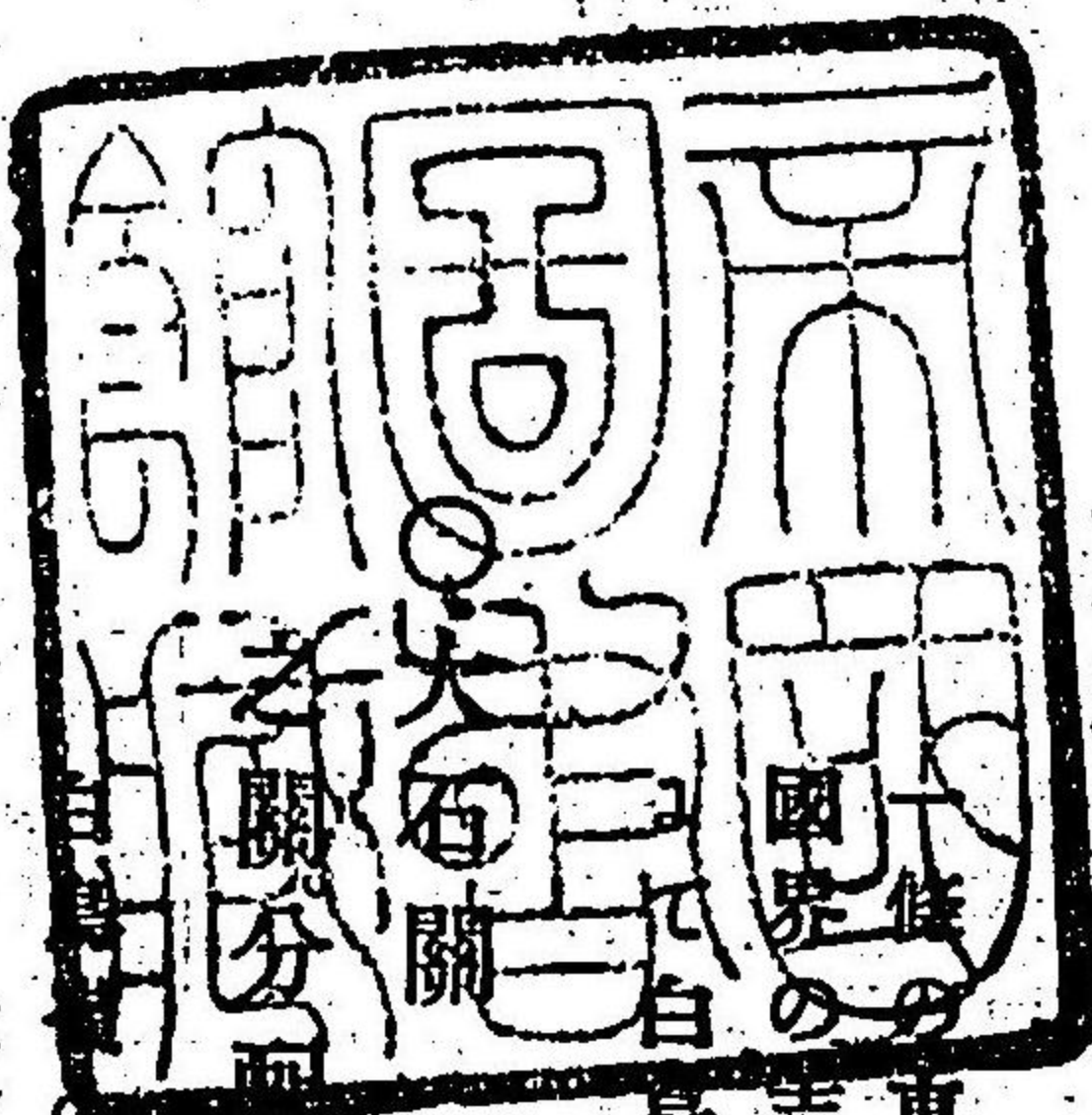
伊賀路

大和路岡田驛より伊賀國府に至る  
○以上小路に屬す

北陸道 小路

支路 若狹路 能登路 蒲原路○別路 信濃路

京都 四出



東よて賀茂川を渡り一乘寺村より入りて比叡山の南谷を遠り  
國界の志賀山を越え近江よ出づ古今集よ志賀の山越とあると此坂路  
白鳥越と云ふ後世山中越の新路ひらけてより古路越の稱あり

天安元年四月始置近江國相坂大石龍華等三處  
之關分關國司健兒鎮守之。相坂と逢坂よて既よ出づ  
龍華と叡山の北陰(次出)

よて大石關の東腰よ辨慶石雷石等巨巖相並ふ其邊イセキの名あると石關  
景行紀よ五十八年二月幸近江國居志賀三年是謂高穴穗宮つぎて成務  
仲哀と三代の皇居その趾と辨慶石の上方平地よて湖水を一望すべし  
田底よ丈餘の方石あり又下方よ古墳石柵等存す此坂路と穴穗神社の  
側よ出づ是れ古驛路なり此關此路よ置くと湖水兩岸相通る處よ臨み  
東西江州の捷路よ當れ心なり○通説瀬田河岸の關津とすると當らず



穴太 驛馬五疋○京都より凡三里

近江國滋賀郡穴太村即穴穂○坂本村より入る 大津市の北二里許

和爾 驛馬七疋○穴太より凡四里

同國同郡和邇村舊より和邇七村といふ高城を驛趾とす 堅田の北一里餘よて湖水の岸なり

貞觀九年四月太政官符 應令近江國司檢領和邇船瀬事 元興寺法師賢和稱件泊故律師靜安承和年中所造也而沙石之構逐年漸頽風波之難隨日彌甚往返舟船屢遭沒溺公私運漕常致漂失爰賢和自去年春企心彌濟輸賊修造數月之間適得成功但恐累年之後無人繕修徒以頽壞望請令國司修理破損者右大臣宣宜自今以後永付國司檢校船瀬相續令作  
○西山中龍華村あり天安置關の處よて山城大原への通路なり京都の四至よ和爾界とあると此處とす驛馬七疋も此山坡あるがため

三尾 驛馬七疋○和爾より凡四里

同國高島郡三尾里大溝町北一里 三尾郷安曇村より入る

繼體紀よ三尾別業天武紀よ三尾城押勝の亂よ三尾崎とあると皆此地三尾神社もませり俗よ白髭明神と云へり

○南一里許よ勝野浦あり大溝町若狭國より貢物を京都よ輸送するよと此浦よ駄運し舟よて大津よ送る此岐路あるため驛馬七疋

靱結 驛馬九疋○三尾より凡五里

同國同郡海津村靱結郷 湖水北隅

北隣浦村よ靱結神社ませり海津と湖水の要港よて北國の運送と此地及び鹽津よ頼れり○海津よ萬貫長者の遺蹟とてあると驛長の舊居此驛より近江越前の國界なる荒乳の山路よかゝる故よ驛馬九疋

○愛發關 鈴鹿勢不破美濃と并稱して三關と云ふ天智の御

時よ建てられ延暦八年七月廢關となる 其間一百二十年○中路

越前國敦賀郡よて山中村を關趾とす○愛發と荒乳荒血荒路又有乳の文字も用ゐたり今と七里半越といふ次の彌波名立の條をも見よ

松原 驛馬九疋○靱結より凡七里



越前國敦賀郡松原村(神戸郷)氣比神社氣比神社にて氣比  
筥飯同地共よケヒ

四

古歌よ筥飯浦筥飯松原とよめると此地なり敦賀町よ氣比神社ませり  
松原村と敦賀町の西よ接し一つらの海濱よて松林あり  
敦賀津と古より外人來航の要港として松原驛館を置き霽景樓と稱す  
これ外賓待遇の場よて氣比宮司をして檢校せしめられたり  
天平神護二年二月勅曰夫貯蓄爲國之本宜募運近江國近郡稻穀五萬斛  
納於松原倉また寬平七年越前國言西帶大海遠向異方戎器之具不可暫  
緩請置弩師延喜十九年勃海人到若狹勅送之松原驛館など見ゆ  
凡北陸諸國の貢物其海路よ依るもの敦賀津よ入りこれを近江鹽津よ  
駄送り湖上漕運二十里よして大津よ達し再駄して京都よ納むるなり  
主稅式よ其船賃駄賃及び挾抄カヂトリ水手カコ等の給米を詳記せり  
每國府の下よ海路とあると皆此漕路を取れるなり  
此驛の馬數は前驛と同じく九疋なるべきよ式よ八疋とあると誤書と  
覺ゆ故よ九疋と改む下の濟羅の條下よ云ふを見よ  
○又此驛より左右兩路よ岐る右と北陸本道よて左路と若狹路なり今先  
若狹路三驛を記すべし(一字低書)

彌美 驛馬五疋○松原より凡四里

若狹國三方郡郷市彌美郷耳川の西岸よて  
西郷村よ入る

三宅 驛馬五疋○彌美より凡六里近江三尾へ六里

同國遠敷郡三宅村原缺今補○熊川西一里餘  
市場を驛趾とす

主稅式諸國運漕雜物の條よ若狹國海路自勝野至大津船賃米石別一升  
とあり勝野と上の三尾驛條下よ云ひし如く近江湖水の西岸港津なり  
されむ若狹より直よ近江よ出入する驛路ありしと論なし故よ此驛を  
補ふ○三尾より國境の杉山越よかへり熊川を過ぎ三宅よ至る其彌美  
より來る道路も此地よ會して東西の通路を取れるなり

濃飢 驛馬五疋○三宅より凡三里

同國同郡下野木村(野里郷)府中へ一里半

濃飢と野よ母音オを添へて二字としたるなり三河の寶飢と同例なり  
野里と里を加へて二字としたるなり野木舊名野伊といふ又其轉訛

若狹國府 遠敷郡上三日府中今富村よ入る  
小濱町東半里

若 狹

五



國分寺 府中東南國分の地は釋迦堂存在 遠敷村より入る 又尼寺庵あり

總社 一宮若狹比古神社 遠敷村鎮座上下兩社 遠敷大明神と稱す

神階と古より大社小社又官社田社等の差別あり其一宮二宮の階級と天慶の亂より天下諸神は位一階を加へて戰勝を祈らる此時より一國の大社を一宮と定め次第して九宮十宮及ぶ○國府附近より一宮あれを國司の奉幣これを總社と充つるもの往々あり本國も亦然り同村金屋總社明神とてあると郡の總社なり郡の總社も亦多し(信濃參見)

鹿蒜 驛馬八疋○松原より凡三里

越前敦賀郡五幡浦(鹿蒜郷)北陸本道にて 敦賀東北海岸

驛趾未詳なれど萬葉集卷十八の歌詞を以て此地に定む其歌 可飲流也未能美知由可牟耳波伊都波多能佐加爾會泥布禮和禮乎事 於毛波婆歸る山の路行かんよと五幡の坂は袖ふれ我をし思と(○原書第一句脱也字第二句日波第三句波多野共は誤寫今補訂) この歌より見る時之五幡坂より入りて可飲流の山路を打踰ゆるなり 枕草紙より山といつはたの山とあれを夙より都より其名きこえしもの

五幡浦は五幡神社ませり敦賀灣の東北より亘り江良杉津比田等と十村合同して東浦村と總稱す此東浦の區域を鹿蒜郷なる

敦賀郡と越前國の西南隅にて東北界と近江より連り來る分水嶺もて南條郡と隔絶し全く別域をなせり山脈中の通路と二條あり近江より直に南條を通ずる者を椽木峠といひ敦賀よりする者を木目峠といふ共は後世開きし坂路にして古驛路と猶其北より即ち鹿蒜山越なり 天長七年二月勅越前國正税三百束銀一千挺賜作彼國鹿蒜山嶮道百姓上毛野陸奥山とあり

按よカヒルの語之信濃御坂峠坂本驛條下の畫神と同じヒルカミと之 蒜嚙よて日本武尊の故事より出づ(中路既出此地のカヒルも嚙み蒜と 覺ゆ歌枕の料となりて歸は通はして驛旅の語は用ゐるなり 鹿蒜山と今の鉢伏山よて山より西之海灣に亘り是れ鹿蒜郷なり北陸 鐵道の線路こそ古道なれ杉津スイツ停車場あたりより分水嶺を踰え 南條郡に入り三里許よして木目峠より來る路と合ふやがて歸村あり 村は歸八幡宮ませど神名式鹿蒜神社鹿蒜山口神社とあると共は敦賀 郡なり(本書誤作田口)古道すたれてより郡郡なる歸村を鹿蒜郷の舊城 なりと認め近時鹿蒜村と改稱せしと郡名地勢は心つかざるを惜む

濟羅 驛馬八疋○鹿蒜より凡十里

越前



同國南條郡鯖波村北陸鐵道停車驛

濟々と衆盛之貌とあれを濟の字をサハ(多)とよむべし羅之網アミなり南條郡と元來丹生郡西部の地なりしが足利の中世分割せられしもの前驛との距離の定規は二倍せると山路なれどなり信濃の御坂十二里なるをや但し驛馬之式の所記必誤寫と覺ゆ本書は松原八疋鹿蒜濟羅丹生云々各五疋とあれど松原と稱結と同數にて九疋ならざる可らず因て松原九疋鹿蒜濟羅各八疋丹生云々各五疋とありきとして今改む萬葉集十九越前は叔羅川あり同地なりと説くもの多しされど羅の字こそ同字なれ濟と叔とと似もつかぬ字體にて別字なり別地なり

丹生 驛馬五疋○濟羅より凡三里

同國同郡武府町(丹生郷) 國府所在地 鐵道停車驛

上よも云ひし如く南條郡と丹生の一部故に丹生郷あるなり

越前國府 丹生郡上七日下四日 府中 南條郡武府町

催馬樂道口の曲は武府の國府とあれを武府の稱も古し幸町といへる處などコフの遺稱と覺ゆ

海路と三國渡より出入するなり國府より東北十里許を距つ主稅式よ本國の記事を缺く次の足羽驛の條下を見よ

國分寺 武府曙町藥師堂存在

總社 武府町鎮座 當町鎮守神とす

朝津 驛馬五疋○丹生より凡三里

同國足羽郡淺水村(朝津郷) 國道宿舎 麻生津村

二日町を驛趾とす○此地も催馬樂は淺水曲ありアサンヅとうたへり枕草紙にも橋とあさむつのはしとあり○和名抄は朝津郷を丹生郡よ出す日野川の河道變轉は因て後世足羽郡となりしなりか又錯簡か

足羽 驛馬五疋○朝津より凡三里

同國吉田郡郡村 福井市西北一里許 西藤島村と合す

足羽山と福井市あり足羽神社も其山に在せり足羽驛も其附近なるべしと思へども福井淺水と距離甚近し日野川九頭龍川會流の岸上よ



一〇  
郡村あり足羽郡家の地なり本國の海路と三國湊より出船するなれを國府との通路と今道の西より取らざる可らず故に郡家を此處に置きて河運に頼り其海口なる三國湊は便利を取りしと覺ゆ驛家も亦此地に置きしなり○吉田郡と足羽の分郡にて鎌倉幕府の時より其名見ゆ

阿味 驛馬五疋○足羽より凡三里

同國坂井郡大味村 國道上關の西にて合村して大關村

三國湊よりと東南一里半を距つ○式に阿味足羽とあると倒寫なり又抄に足羽郡安味郷あり別地なり

二尾 驛馬五疋○阿味より凡三里

同國同村赤尾村 國道細呂木西南北瀉村より入る

北瀉と國の北隅なる入江なり北海濱の湖沼と瀉と呼ぶ北瀉と其湖口壞れて海潮を納る故に北瀉入江と呼べり赤尾と入江の南に在り按に二尾を湯桶讀してニヲ丹尾と書き更に赤尾と轉せしならん

朝倉 驛馬五疋○二尾より凡三里

加賀國江沼郡三木村 舊稱右村國道村舎

驛趾未詳なれど此村は三木神社ませり古言開木爲个とあれは三木をミケとよむべし御家にて御宅ミヤケと同じ朝倉もミケとよむべけれども暫く文字に就きアサクラとす

潮津 驛馬五疋○朝倉より凡三里

同國同郡鹽津村 柴山瀉の西岸國道の西北

安宅 驛馬五疋○潮津より凡三里

同國能美郡安宅町 國道小松町の西海濱國府へ一里半

安宅關と義經記に因て其名高けれど一時取構へし關門なり此海濱と年々埋没して關趾と海中にありと云ふ

加賀國府 能美郡 上十二日下六日 國府村 小松町東一里餘海路八日 府趾を古府と云

弘仁十四年二月越前守紀末成言加賀郡遠去國府往還不便雪零風起難苦殊甚加以途路之中有四大川每遇洪水經日難涉人馬沮絕動則擁滯又



郡司郷長任意侵漁民懷冤屈路遠無訴不堪深酷逃散者衆請割江沼加賀二郡爲加賀國許之尋以地廣人多割江沼郡建能美郡分加賀郡置石川郡日本分國の最終より一畿七道六十六國永く定る

國分寺 承和八年九月以加賀國勝興寺爲國分寺寺趾未詳

建國後十九年よりして分越前國分寺僧置講師一員僧十口とあり

總社 石部神社 古府鎮座府南社と稱す轉して船見と呼ぶ總社明神後世これを小松より遷す

比樂 驛馬五疋○安宅より凡三里

同國石川郡平加村美川湊の北より蝶屋村より入る

主稅式は海路自比樂湊漕敦賀津船賃云々と又貞觀十一年二月比樂河置渡子二十五人とあり手取川舊名比樂川より其海口と美川湊なれを比樂湊も同港ならん然共河道變轉より古今其位置を換ふと覺ゆ

富樫 驛馬五疋○比樂より凡三里

同國同郡野野市原伏新補富樫郷金澤市南一里

弘仁建國の時より石川郡八郷一驛とあり兵部式其數を缺く富樫之古來の地より前後の里程を得たれを新補ふ野野市本名布市ヌノをノと訛れるより文字も變れり驛趾は市場あると諸國其例多し近時其東隣の十邑を合せて富樫村を建てたり

田上 驛馬五疋○富樫より凡三里

同國河北郡田上村田上郷金澤市東一里淺川村より入る

河北郡と加賀郡なり足利幕府初期の改稱は係ると總て國名と同じき郡名と稱呼まぎらはしきを以て別名は換ふると諸國其例多し

○此驛より兩路に分つ其東は折れて越中より入る是れ北陸の本道なり其北行して深見に至るものと能登路なり先其支路を記せん(一字低書)

深見 驛馬五疋○田上より凡四里

同國同郡二日市國道宿舎花園村

驛趾未詳なれど同村は深谷の地あり深見の轉訛なりと云ふ故に定む此地より津幡に至り東は折れて俱梨加羅峠に登る是れ今の國道なり次の礪波關の條下を見よ又津幡より西北海岸を北行す能登路なり

加賀



横山 驛馬五疋○深見より凡三里

同國同郡横山村能登國境  
金津谷村

檜戈 驛馬五疋○横山より凡四里

能登國羽喰郡兵庫村羽喰町の南  
粟三保村

兵部式は撰才とありて如何よむべきか通説よと與木郷餘喜神社等  
あれ心才を木また寸の誤寫としてヨリキとよみ與木郷は充つされど  
撰の字とエルとこそ云へヨルとと後世の俗訛なり且つ與木郷よてと  
三十里一驛の里程は適はず横山より次驛越蘇との中間に羽喰町附近  
よ求めざるべからず兵庫とヒボコの轉訛よて撰才と檜戈の誤寫なり  
と思へん改字して此村よ定む加賀よ玉戈郷あり出羽よ平戈驛あり  
垂仁紀よ新羅人天日槍あり古事記よ日矛古語拾遺よ槍槍よ作り播磨  
風土説よと韓國度來天日槍を神代の事とす日戈もちたる人をさして  
呼ぶ稱よして一人の定名よとあらじヒボコとと氷の如き及なるべし  
能登西北海岸と古くより外人來着の所なれんかゝる地名もあるべし  
敏達紀よ高麗使船破越海之岸云々延暦二十三年六月勅比年勃海使來  
着多在能登國停宿之處不可疎陋宜早造客院などあるも思ひ合すべし

越蘇 驛馬五疋○檜戈より凡五里

同國鹿島郡江曾村越蘇郷  
七尾鏡道徳田驛東  
徳田村よ入る

大同三年十月廢能登郡越蘇穴水風至郡三井大市待野珠洲郡珠洲六驛  
以不要也とあり穴水以下と珠洲崎よ烽火臺を置き外船來往を警む其  
通報のため設置せしもの其烽火の要なきよ至りて廢止せられしなり  
越蘇と國府よ接し且正路なれん一旦廢せられしも再置ありしと覺ゆ  
○穴水等五廢驛の驛趾も存在すれどさのみ要なければん録せず  
鹿島もと能登郡の郷名香島なり是れも加賀郡の同例よて國と同名な  
れん改稱せしもの鎌倉幕府の時よりすといふ

能登國府 能登郡上十八日下九日  
海路二十七日 府中鹿島郡矢田郷村  
七尾町南よ接す

養老二年五月割越前國羽喰能登鳳至珠洲四郡始置能登國天平十三年  
十二月能登國并越中國天平寶字元年五月能登國依舊分立  
海路自加島津漕敦賀津云々とあり加島香島鹿島共よ同じ加島津とと  
七尾町よて舊名所口といふ能登灣の南岸よ臨む此津より北海を西行  
するよと珠洲崎を大迂回すれん二十七日を費すなり



國分寺 德田村寺趾あり 田間は礎石散在

承和十年十二月以能登國定額大興寺始爲國分寺とあり此國之天平十三年は越中へ并されしかを國分寺と置かれざるなり十七年を歴て再立せしかど建寺なく八十七年の後この年始て國分寺を定めらるる大同四年正月天下諸國寫大般若經一部安置國分寺若無國分寺於定額寺とあり此時國分寺なき國と之當國などなり天慶六年十月能登國金光明寺遣激雷回鑿堂舎多壞布施稻一萬七千三百餘束令修理と見ゆ

總社 生國玉比古神社 七尾町鎮座 能登神社又氣多本宮とも稱す

攝津尾張遠江武藏等の例は因れを一國の神靈を國玉と申し總社とす當國一宮氣多神社と羽喰町の北なれを本宮といへど其實總社の分靈

合川 驛馬五正○越蘇より凡五里

越中國射水郡余川村(阿努郷)今改合川

合川は阿努川の約三ノ通音急呼してヨカハとなり余川とかきしなり此驛と能登國府より越中國府への通路國境は石動山(イヌルギ)峙ち西腹は荒山峠ありかの上杉謙信が越山并得能州景と詠せしも此路なり

射水郡の北隅と氷見莊と稱し古來一區域をなせしが明治二十九年は建て、氷見郡とす余川より海濱阿尾浦へ出て氷見町を歴て伏木町に至る是れ越中の國府所在地○次下と北陸本道なり

○礪波關 和銅六年設置延曆八年廢止

越前の荒乳越後の名立と并稱して越の三關といふ其和銅置關と共に郷人の口碑は傳ふる所なり關趾を坂本村とす按日本海の沿岸いはゆる裏日本と中央以北を高志道と泛稱す若狹より津輕は亘れり天武の御世は越前越中越後と三分せらる其前中の經界を礪波山とす此山脈は白山より連り來り北より走りて能登半島を起すもの實は天嶮の分水嶺なり嶺上の通行は古今其路を異にす今道俱梨迦羅峠之中世以降の開鑿して(次條參見)古驛路と此礪波關なり加賀の田上驛より醫王山の北を遠りて越中へ入る一路二股越といふ萬葉集十九利波山飛越(十八)刀奈美能勢伎(十七)刀奈美山多牟氣能神爾など皆此路なり足柄碓氷の例は依れを坂本を關趾なる

坂本 驛馬五正○田上より凡五里

越中國西礪波郡坂本村 福光町の西



石城 驛馬五疋○坂本より凡四里

同國東礪波郡石代村本舊白城今改石城

石代と北般若村に入る(高岡市南三里)般若野之郡の東北隅にして庄川以東の廣野なり開墾され十餘邑となり河道の變轉して水西も互る壽永の役源義仲が平軍と般若野を戦ひし事あり承久の亂北條朝時が般若野に於て宣旨拜戴の事あり此野之後世までも北陸の本道に當る今道の倶梨迦羅山と元來白山の修驗者が寶達石動と三山を山伏修行の懸所とせし場なり其通行の道路なりしと南北朝以後なるべし兵部式に白城のあると石と白と草體相似たるよりの誤寫なり石城をイシシロとよみ石代と書き音讀してコクタイと呼びしもの

磐瀬 驛馬五疋○石城より凡五里

同國婦負郡西岩瀬村(石勢郷)富山市北二里四方町に入る

神通川の海口を夾み東西兩村に分る此川は飛驒より來り國の正中を北流して日本海に入る古名鶴坂川中流に神通村あれを神通川と云ふ有名の大川にて大雨に逢へを汎濫殊に甚し富山に舟橋ありき

此驛より又兩岐す東に北陸本道にて西すれを日理驛これ國府所在地

日理 驛馬五疋○磐瀬より凡三里合川より凡五里

同國射水郡放生津町庄川の海口にて高岡市東北二里

萬葉集十八射水郡驛館題柱の歌に入江こなる花の音云々とあるこの日理驛なり放生津とて海濱に湖水あり此水を渡るよりツタツの稱あり庄川と小矢部川と相會して此湖に注ぐ明治初年放生津町と伏木町と合せて新湊の稱を立つ(近年兩河分離して伏木分立)主税式に自越中日理湊漕越前敦賀津船賃云々○新湊に六渡寺町あり僧侶が渡より六波羅密漢譯度に採りて此寺を建つ六動寺と訛れり

越中國府 射水郡上十八日下九日伏木町勝興寺を府趾とす

勝興寺と眞宗の大寺にて正稱之殊勝誓願興行教寺なり寺地を舊古府フルコフといふコフは國府なり中世六度寺の國府とも稱したり大寶二年三月分越中國四郡屬越後國(四郡次見)とあれを建國の時よと八郡なり一國の政廳宜しく中央にあるべし伏木の如き北隅に偏在せしむべからず按に射水の國府と天平十三年能登を此國に並せられたる後移置せしもの國分寺の此地に在るも一證なり其以前と婦負郡



御門村(遠星)こそ當初の國衙なれ國衙を遠の御門と稱すると備前伊豆の條云ひしが如し婦負其御門の舊名を遺せるを尊き此地を流るゝ井田川と萬葉の賣比川とて郡名の因て起る所なり末と鶴坂川と合ふ鶴坂神社と國司奉幣の御社なれを後までも位階すゝめられしと舊府の旁證とすべし又國守大伴家持が諸郡巡行す宇佐可賣比兩河の詠歌あるも萬葉十七舊府の餘波を認むべし驛次も前後各三里なるをや

國分寺 伏木の北は國分の地あり寺趾埋没伏木の北半里許今と同町に入る

郷人の談は國分寺と往昔風浪のため土地埋没して堂塔漂失す其中の古木像二體を得て藥師堂を一宮の下に建て二王といふとぞ

總社 一宮氣多神社 一宮山鎮座高瀬大明神とも申す一宮も伏木町に入る

越中一宮之高瀬神社にて福光町東二里能登一宮と氣多神社にて羽喰町北一里此兩社を合祀して國司奉幣の場を置きたれを此稱あるなり天平十三年十二月能登を越中へ併せ十七年を歴て天平寶字元年五月兩國再び分立す越中守大伴家持の能登巡視せし事ども萬葉集に見ゆ總社の建置も此時代なりしと言ふまでもなけん

水橋 驛馬五疋○磐瀬より凡三里

同國中新川郡東水橋町北陸本道にて磐瀬驛より直通

常願寺川の海口を夾みて東西兩町に分る此川と立山より出づれを本名を立山川といふ常願寺も山中の舊寺號とぞ汎濫甚しき川にて水害毎に多し○枕草紙にわたりと水橋のわたりとあり

布勢 驛馬五疋○水橋より凡四里

同國下新川郡三日市(布勢郷)魚津町東北二里國道宿舎

南隣は布施川布勢神社あり其一區域は布勢郷なり驛趾未詳なれども例に依て三日市と定めたり○此地より海邊と山手と兩路を岐つ北は黒部川あり亦名高き大河にて下流と流路多く分れ四十八瀬の稱あり故に兩路を通じて行旅に便す山道は愛本橋あり

佐射 驛馬八疋○布勢より凡五里

同國同郡宮崎村本書佐味今改佐射

式の佐味驛を抄の佐味郷と同地とする通説なりされど佐味郷と布勢郷の西に並び置驛の位置にあらず且越後にも佐味驛ありて接近す



其佐射と改めたる宮崎は笹川あれとなり宮崎とて神度神社ませを  
此名ありと覺ゆ又次の難路の西口とて馬八疋を備ふ  
此驛より東と越中越後の經界は涉り右山左海の難所なり一條の路を  
通ずる十六七里これを山の下と呼ぶ(次條を見よ)

○神濟カシヅキ 大寶令公式公九朝集使東海道坂東東山道山東北陸道

神濟以北皆乘驛馬 義解神濟謂越中與越後界汀也汀本

神濟古來一定の説なし今定めて親不知の難所とす其浪打際を歩行し  
人馬共は足を浸せを濟と云ふなり和名抄(水部)汀和名美岐波水際平沙  
とあり故は河を誤寫として汀と改む○此地は越後國西頸城郡に屬し  
昔より名高き處なれを北陸鐵道にてと特は親不知と呼ぶ停車場さへ  
置けり

近來唱へ出したる日本アルプスの山麓と北は亘り日本海の岸頭にて  
斷絶す其崖下二里ばかり即この神濟なり有名の險路にて亂礁屹立し  
風浪常は激し其烈しく打寄する時と父子相救ふ由なし是れ親不知  
子不知の稱ある所以なり故は此汀を涉る者と神助を得て無事は往來  
せん事を祈る神濟と云ふなり神度神社を齋き祀るも此故なり  
後の書ながら聖德太子傳に此地を神原と記す原と度の誤書なり源平  
盛衰記其誤を受けて寒原とす畢竟越後は蒲原郡あるより來るなり

滄海ソウカイ 驛馬八疋○佐射より凡六里

越後國西頸城郡青海村糸魚川町西二里國道海岸なり

村は青海神社ませり舊説は青海首の祖神を祀るとあれとさよあらず  
此地も神濟は入る東口なれを行旅安全を海神と祈るとの御社なり  
驛馬の八疋なるは前驛と同じ神濟の難所をひかふるを知るべし

鶉石ウツシ 驛馬五疋○滄海より凡五里

同國同郡鶉石村能生町南一里能生谷村

此地は海岸を避けて山に入る一里許り能生川の西岸はありされども  
舊地と前後驛と同じく海岸なりと覺ゆ某年風浪の害などて轉地し  
海を距りしもの

名立ナダテ 驛馬五疋○鶉石より凡四里

同國同郡名立村國道宿舎鐵道驛

上の鵜波關の條は名立關とあると此地なり越國の古傳説は京都より



北陸道より下る先づ荒乳山を越ゆ此土を越前と名づく次は礪波山を越ゆ此土を越中と名づく後より名立山を越ゆ此土を越後と名づくこれを越の三關と云ふと他の二關と史より明文あれを名立も關ありしならん上より云ふ山の下通と姫川早川等大小數流その谷際より海岸にかけて村落二百餘これ沼川(糸魚川)都宇(能生谷)兩郷の地として一郡を建つべし奴奈川神社を一宮と稱すれを沼川郡とすべし名立を越ゆれを越後との傳説もあれを西頸城と沼川郡の地と覺ゆ(國府の條を見よ)

水門 驛馬五疋○名立より凡五里

同國中頸城郡直江津荒川海口 舊名今町

國府所在地として府中濱と云ふ河口なれを水門といふなり慶長中高田城を築き街市を移す其後人家再建ちて今町といふ直江本名なる此驛より左右兩路を岐る南と荒川を沿ひ信濃に至る(別路其東北行と佐渡路なり今日鐵道停車場を置き三方へ發車する大驛なり)

越後國府 頸城郡上二十四日下十二日 直江津 海路三十六日

安國寺町を府趾とす中世より府内城と稱せしが寶徳中上杉氏の春日山城を築き國務を執りしより國府と停廢となれり

海路と二十餘里外の蒲原津より發船するなり末より云ふを見よ

○大寶二年越中四郡を越後より屬す此四郡と頸城三島魚沼と其一と沼川郡とすべし(上出)三越分國の時と信濃川を中後の經界し越後と呼ぶと川北を汎稱し蝦狄地も其中に籠めしもの奥羽の例の如く其初軍政統治して國司を任せや從て國府も置かず本郡より夷守郷あり美守と誤書してヒダモリと呼ぶ軍政當時の營所など想ふべし大寶に至り古志蒲原沼垂磐船等の地より郡制を敷き民治の緒を就けを新し四郡を加へ定て國府を頸城郡より置く此地と越中と信濃との要路なれをなり

國分寺 五智國分直江津西一里 春日村より入る 現存

本尊五智如來なれを地名も五智と呼ぶなり永祿中上杉謙信舊蹟再興其後元祿より寛政より兩度火災より罹り堂塔佛體共より再造してあるなり天平勝寶八歲十二月越後丹波備前紀伊等二十六國國別頒下灌頂幡一具道場幡四十九首緋網二條充周忌御齋莊飾用了收置金光明寺永爲寺物隨事出用之(他二十五國一々不記)

總社 府中八幡宮 直江津鎮座社邊をヤハタといひ 又府中ともいふ

社殿の額より八幡諏訪總社の三座を掲ぐ是れ總社へ他の二神を合祀したる者諸國府の下より八幡宮あると貞觀中男山より放生會を修めしより

越後



一般に其式を行へを各府より八幡大神を勧請せしなり

佐味 驛馬五疋○水門より凡五里

同國同郡柿崎村(佐味郷)鐵道宿舎

此地西南より犀瀉と呼びし湖水あり即ち佐味瀉よて海濱を犀瀉といふ  
往年湖水を埋めて水田となし其村居を瀉町といふ亦國道の宿舎よて  
柿崎と相距る二里許○此驛より東より北陸道中の嶮坂なる米山峠あり

三島 驛馬五疋○佐味より凡五里

同國刈羽郡柏崎町(三島郷)同鐵道驛あり右折して長岡よ通ず

町の南なる劍野より三島神社ませり郡名郷名驛名皆此神より起るなり  
然る南北朝の頃より郡名と刈羽と改稱され從て驛趾も未詳今地理と  
路程とを計り此地より定む壽永の頃越丸長者の名あると驛長ならん

多支 驛馬五疋○三島より凡六里

同國三島郡出雲崎町(多岐郷)越後鐵道停車場

別山村(刈羽郡)多岐神社ませり此郡も三島郡の内よして南北朝の頃  
割きて山東郡を置く同音なるより三島の舊字よ換へ稱呼と本のまよ  
音讀するなり○和名抄三島郡と三島高家多岐の三郷なり

松前 驛馬五疋○多支より舟路十八里

佐渡國羽茂郡小木町(羽茂郡)今之佐渡郡となる

小木と佐渡島南端よある小灣なり舊稱真崎○東岸の松が崎とと別地  
主税式よ佐渡隱岐壹岐對馬等驛子渡海送使各給食日稻四把とあれを  
越後航通の船并よ水手等の設備ありしなり船數人員等未詳

三川 驛馬五疋○松前より凡四里

同國同郡西三川村

島の西岸よ臨む東岸よも三川村あり故よ西三川といふとぞ

雜太 驛馬五疋○三川より凡四里

同國雜太郡四日町(國府市場とも云ふ  
真野村よ合す)

佐渡



此國當初と雜太一郡よて佐渡と雜太なり養老五年四月加母羽茂二郡分置して三郡となる千二百年を経て近時又合して佐渡の一郡となる

佐渡國府 雜太郡上三十四日下十七日 八幡村府中又古府

國府川の海口よして四日町と川を隔て、相連る○古府と國府なり主稅式よ自國津漕敦賀津云々とあると國府より直よ發送するなり

國分寺 國分寺村現存四日町の東よて同じく眞野村

神護景雲二年三月北陸道使豐野出雲言佐渡國國分寺料稻毎年支在越後國常當農閑差夫運漕海路風波動經數月至有漂損復徵運脚乞割當國田租以充用度許之○現存の堂塔と享祿二年炎上後の再造とぞ

總社 府中八幡宮 八幡村鎮座八幡を總社よ合祀すると越後の條よ云ひしが如し

主稅式よ越後國海路自蒲原津漕敦賀津船賃石別稻二束六把云々自餘准越前國蒲原の本居と中蒲原郡村松町の南なる大蒲原村これなり因て想ふ此地と山中なれ心蒲原津と稱する所其西北三四里の地よ信濃川よ沿ひ古津新津相連る古津こそ蒲原津なるべけれ此津よ至ると多支驛より東よ入りて支路を通するなり即ち次の伊神渡戸兩驛こそ其驛次なれ

伊神 驛馬二疋○多支より凡六里

越後國西蒲原郡彌彦村越後鐵道停車場支路とて馬二疋

伊夜比古神社と當國一宮よて彌彦山よ在せり萬葉集十六伊夜彦於禮神佐備云々又伊夜彦乃神乃布本云々天長十年七月以每有旱病致雨救病預之名神承和九年十月授從五位下○彌彦山と北海岸よ屹立せる山なれども彌彦村と山の東陰よありて海濱よあらず  
驛名と伊夜比古神を二字よ約めたるもの伊神をイヤヒコと讀むべし曾て聞く萬葉集の古本よ伊夜彦とあり仙覺律師が如何よ訓むべきか案じわづらひしが夢想よて彦の誤字なるを悟りたりとぞ如電入道も夢想よて伊神をイヤヒコとよみしなり

渡戸 船二隻○伊神より凡三里

同國同郡大船渡村燕町北一里許り小中川村よ入る

水驛なり兵部式驛家の下よ船數を記したると此驛と出羽四驛とのみ驛趾未詳なれど蒲原津よ涉るべきを以て此地よ定む同邑よ古津あり蒲原の古津と相向よ其間直徑四里許これ信濃川の舊河幅なり



信濃川の十大河の第一よて信濃より來り此國の中央を横断して日本海へ入る上世越中越後の經界なり(上出)今日之長岡以下河の左右田疇遠く開けたれども三四百年前まで兩岸相距りて廣き入江よてありき故に水驛を置き官船を備へ蒲原津の通行に供したるなり

○元慶四年越後國言弘仁十三年國分寺尼法光爲百姓濟度之難於古志郡渡戸濱建布施屋施墾田四十餘町渡船二隻令往來之人得其穩便而年代積久無人勞濟屋宇破損田疇荒廢望請充國備五人永令預守(袖中抄)本驛の渡戸と此渡戸濱と別地なり古志郡とあるよて蒲原津より上流なる事を見るべし又濱とあるより海濱とする説あれど上よも云ふ信濃川之大なる入江なれを其江濱をさして云ふのみ○法光尼と國分尼寺の女僧なり當國尼寺の所在未詳なれど此文よ就き考ふるよ刈羽郡の妙法寺を法華寺尼寺本名の變稱ならん妙法寺村と古より石油よて名高き地なり寺と亡びて地名を存するのみ此村より關原を歴て古志郡長岡町よ至る渡戸濱と其河岸よあるべし

○信濃路 別路 越後國府より信濃國府よ至る

北陸道と東山道との連絡を取る驛路なり驛路の表裏日本よ亘るもの少し山陰山陽兩道の連絡ありし形跡とあるも兵部式其驛次を載せず(山陰道よ云ふを見よ)此信濃路と特種の驛路と云ふべし

大家オホノカ 驛馬五疋○水門より凡五里

越後國中頸城郡小出雲村本書大家今改大家

舊稱老津オイツ是れ大家の轉訛なり國道荒井村の南よて今と同村よ入る此地と信州飯山町より來る道路と會合せる要處なり○同邑よと石塚稻塚等ありされを大家なりしを旁證とすべし

沼邊ヌマヘ 驛馬五疋○大家より凡六里

信濃國上水内郡野尻村信越鐵道關川驛南一里餘

國の北隅よ野尻沼あり方一里許諏訪の湖水と同じく高地の水海なりノシリと沼尻よて沼邊よ同し

多古タコ 驛馬五疋○沼邊より凡五里

同國同郡田子村長野市北二里許國道若槻村

日理ヒツリ 驛馬五疋○多古より凡五里



同國更科郡御厨村丹波島南一里許

ワタリと渡津なり渡津は布施屋を置く諸國其例甚多し承和官符は布施屋二處造立墨俣河左右邊(美濃)上の渡戸濱建布施屋など是れなり神風抄は布施御厨あり御厨村その地にて村は神明社あり證とすべし此村は川中島の内なれど今日と水邊はあらず河道の變轉して昔時と千隈川の渡津なり津頭は布施屋ありて村名となりしと覺ゆ西は布施二村あると分邑なるべし○當國は日理兩驛一と中路一と小路

麻績 驛馬五疋○日理より凡六里

同國東筑摩郡麻績村(麻績郷)長野松本間 鐵道停車場

和名抄は麻績郷を更科郡に入れたると錯簡なり郡界は猿馬場峠あり地勢隔絶すれ心なり○績績古字通用

錦織 中路既出

同國同郡刈谷原町 錦部村に入る 信濃國府へ三里

山陰道 小路

支路 丹後路 隱岐路 ○別路 長門路

京都 五出

京都西七條は丹波口あり其處より西へ出で桂川を渡り堅木原より山路よかり國境の老坂を踰え丹波へ入る是れ山陰道なり

大枝 驛馬八疋○京都より凡三里

山城國乙訓郡沓掛村(大枝郷)沓掛塚原長野等 合村して大枝村

驛趾は沓掛の稱あると中路東山道長倉信濃の條下へ云へり○驛馬の八疋と中路小路の間なり但し丹波但馬因幡の三國十五驛にて其他と小路の定數五疋なり蓋し丹波と丹後路を分ち但馬因幡と山陽道の交通は依てなりと覺ゆ但馬因幡兩國の條へ云ふを見よ

○大枝關 山城丹波國界大江山あり 關趾未詳其山路を 老介坂と呼へり

延暦三年長岡遷都の時山崎と大枝と關門を置く(上卷例言を見よ) 同八年諸國廢關の敕定あれを僅々五年にて撤去せられしなり

山陰道



されど平安城の四至は西を大枝界とし承和九年七月伴橘の變は山城五道を警固せしむ大枝道其一は居れり寛平中五位以上の官人の輻く畿内を出づる事を禁し西と大兄山を限るとあり大江大枝大兄皆同地よて帝都の要口なる事を思ふべし  
丹波國と丹後界は又大江山あり同稱なれとて大江が坂と唱へ又一轉して老个坂となりしなり○關として歌枕の料は大枝の名を傳へず山崎關と文華秀麗集は詩一首あるのみ短月日の關なれはさもあるべし

丹波國府 桑田郡 上日三宅村 大枝岡町より三里

府趾未詳但し三宅と御倉の地にして三宅神社も在せむ此地は定む且國分寺總社も其北はあれむなり

國分寺 國分村寺堂現在 保津川の北よて千歳村は入る 天正兵火資曆再造○舊礎猶存

總社 出雲神社 千歳村鎮座 當國一之宮なり國府附近は一宮あれむ總社を置かず

野口 驛馬八疋○大枝より凡五里

丹波國船井郡中野村野口郷 笹山路よて 東本梅村

小野 驛馬八疋○野口より凡四里

同國多紀郡小野村 小野安田小野奥谷等 共は福住村は入る

長柄 驛馬八疋○小野より凡四里

同國同郡野中村 舊名長柄中世長柄莊と稱せり 笹山町の南よて城南村といふ

石負 驛馬八疋○長柄より凡五里

同國氷上郡石負村(石負郷) 柏原町の北生郷村 坂鶴鐵道石生驛

兵部式は星角とあると誤書なり石負また石生とも書くより石生負の三字混合して星角となりしなり○インフ下略して現はインと唱へり是れ俚俗の稱はあらず古來の稱呼と覺ゆ但馬の驛は射添インフあり同稱なるが故は彼此の混呼を避けて當驛名とインとのみ呼びしなり  
○此驛より丹後路を分つ先其驛次を記すべし(一字低書)

前嶺 驛馬五疋○石負より凡五里



同國同郡前山村(前山郷) 福智山町の南  
竹田鐵道驛

前山竹田兩邑相合し舊くより竹田前山郷と稱せしが近來前山村とし竹田之停車場の驛名となれり  
式は前浪とありこと山扁と水扁と寫し紛へしなり地名よと津嶋備中棚橋(常陸)など一種異様文字を用ゐる例多し字書は嶮之山空貌とあり此地と美和山の絶ゆる處と云へを字義も適へり  
丹後路の今道と福智山より天津よ出で由良川よ沿ひ舞鶴よ至るなり古驛路と天津より左折して山路よ入るなり

日尾 驛馬五疋○前嶮より凡五里

同國天田郡日尾村 本書日出  
今改日尾

三丹よ跨る三國山下の七村を合せて三岳村と稱す日尾其一なり此路と但馬の出石への本道なれど丹後へと右よ折れ大江山の南腹を遶る山下峠といふ國境の分水嶺よて此嶺を踰えて丹後の與謝よ入る是れ古驛路の正路なり

勾金 驛馬五疋○日尾より凡六里

丹後國與謝郡與佐村(與謝郷) 金屋を驛趾とす  
西南山中なり

金屋と勾金驛家の約なり○與謝と海濱よ名勝多く與謝海吉佐宮より浦島太郎の澄江浦日本三景の天橋立なんど世よ高し而して其與謝の本居と山間の村落なるぞ不可思議といふべき

丹後國府 與謝郡 上七日府中村  
下四日

和銅六年四月割丹波國加佐與謝竹野丹波熊野五郡始置丹後國とあり丹波郡却て此國よ在り後世之中郡と稱して丹波郡と云とす  
此地と天橋立の内灣なる阿曾海の北岸よ臨み近時國分小松大垣成相諸邑を合せて府中と總稱す

國分寺 國分よ一小堂存在 建武再興と舊記よ傳ふれど又頽廢す  
尼寺と加佐郡中山よありと

總社 籠神社 大垣鎮座 籠守大明神と申す  
當國一宮即總社

拜師 驛馬五疋○勾金より凡五里

同國同郡小松村(拜師郷) 原缺今補

丹 後



國府附近は驛家なくんをあらす故に補ふ○小松と駒繁の略きて驛趾なること諸國多くあり

山前 驛馬五疋○拜師より凡六里

但馬國出石郡中山村(資母郷)

太田市場の東にて中世と太田莊と稱せり近時十餘村合同し舊郷名に因りて資母村と云ふ

春野 驛馬五疋○山前より凡五里

同國同郡日野邊村(埴野郷)但馬國府へ西二里

出石町の南に接し室垣村に入る○以上六驛丹後支道なり

佐治 驛馬八疋○石負より凡四里

丹波國氷上郡佐治村(佐治郷)國の西隅にて山陰本道但馬國境に遠坂峠あり

粟鹿 驛馬八疋○佐治より凡四里

但馬國朝來郡粟鹿村(粟鹿郷)

養父 驛馬八疋○粟鹿より凡四里

同國養父郡養父市場(養父郷)

式に郡々とあり養父を誤書せしもの養の字は羊を扁させし一體あり書手が食を君と誤見し又其扁旁をも入違と見て群を作り郡と變せり父の草體を々と誤り遂に郡々と書き傳へしなり

但馬國府 氣多郡上七日府中村 府市場と合同して國府村 氣多郡も城崎郡も合併す

延暦二十三年正月遷但馬國治於氣多郡高田郷とあり古よりの國衙と出石郡出石郷に在りしなり出石神社其名しるき御神にて但馬の號と神裔田道間守より起る最初の國府おかれしを證すべし

國分寺 日高村國保現在 尼寺も同村山本に法華寺を存す 日高と合村の新名國府の南隣

寶龜八年七月遷但馬國國分寺塔とあり又貞觀中但馬守豊井王が公廩もて造れる寶幡十七旒を國分寺に施入せし事あり天正中兵火に罹り爾來再建あらず國分寺の名と傳ふるも小庵のみ



總社 氣多神社 國府上之郷鎮座總社大明神と稱す

高田 驛馬五疋○養父より凡五里 春野より凡二里

同國氣多郡府市場(高田郷)新補

當國府と山陰本道より北よ入る三里餘なれを府側は驛家を置かざる可らず且丹後路を受くれを此驛を補ふ驛趾は市場の名と其例多し○弘仁三年五月廢但馬國三驛以不要也その驛名を記せされど山陽道の交通として當初此等驛次ありしなり而して播磨國は接合すべき記事なきと史の缺けて傳へざるなり

養耆 驛馬八疋○養父より凡五里 高田より凡五里

同國養父郡八木村(養耆郷)山陰本道なり 高柳村

射添 驛馬八疋○養耆より凡六里

同國七美郡和田村(射添郷)七美美合二方三郡 合同して美方郡

中世射添莊を稱し射添川其中を流る味取は伊曾布神社ませり○近時和田入江川合味取十餘邑を合せて新に射添村を建つ

面治 驛馬八疋○射添より凡六里

同國二方郡竹田村(温泉郷)美方郡温泉村

此村は面治山ありて面治神社ませり諸本は面沼あれど誤書なり因幡國境は蒲生峠ありて嶺を踰ゆれば路兩岐す右を鳥取路とし左に取るを古驛路とす

山崎 驛馬八疋○面治より凡六里

同國法美郡山崎村(法美邑美岩井三郡)合同して岩美郡

本村今と登儀村となる今道より南に在れど古驛路と此處を經過せしなり國府へ西三里

因幡國府 法美郡(上十一日)國府村(應村を府趾とす今之總稱稻葉村)鳥取市東南一里宇倍山下

國分寺 國府の西に一草堂存在(宇倍野村に屬し國分寺の號を傳ふ)同村又法華寺あり即尼寺なり



總社 宇倍神社 宇倍山鎮座稻葉山とも云ふ常國一の宮

四二

○養老七年八月加置因幡國驛四處とあり驛名を擧げねと弘仁三年六月省因幡國八上郡莫男驛知頭郡道保驛馬各二疋以不緣大路乘用希也とあるよて二驛の名之知らる他二未詳此驛次之山陽道交通のため設けられしもの此時既乘用希とあるより見れを後よと全く不用となり四驛共廢止せられしならん兵部式不載莫男道保所在未調山陰道と小路よて驛馬と五疋の規定なるよ丹波但馬因幡三國之每驛八疋なり上よも云ふ如く丹後路及び陰陽兩道通路用として然るなりされど當國の八上知頭を歴て美作よ入る現國道を通せり其里程と國境まで十里餘なれを四驛を置くべからず想ふよ養老加置と弘仁の二驛よて四處とあると二處の誤記なりやも知る可らず強ひて云は中途より西よ分岐し鹿野を歴て本道相尾驛まで支路を通せしか同驛も馬數八疋なれとなり

徒尉 驛馬八疋○山崎より凡五里

同國同郡櫻谷村津井郷式よ佐尉今改岩美郡面影村

津井郷の舊城とて新よ建てたる津之井村と少しく山手よ寄ると覺ゆ

中世津井郷總社保の稱あれと宇倍社よ近き處まで其郷城なりしなり故よ此地よ定む國府の西半里許

敷見 驛馬八疋○徒尉より凡四里

同國氣多郡小澤見村氣多高草合郡して末恒村本村も合邑よて

敷見とシキナミ(頻浪)よして此地の海角よと神代よ名高き氣多岬なり同村の内海よ白兔神社あり其海上と岩礁亂立し於伎島戀島等相並び風浪打重りて岸邊よ寄せ來るシキナミの稱も起るべし又浪の音さわがしけれをサワナミとも唱へしより文字と澤見と書きしと覺ゆ

相尾 驛馬八疋○敷見より凡四里

同國同郡青谷村國の西隅海岸青谷鐵道驛

元慶元年十二月授因幡國相尾神從五位下(式誤柏尾とあると青谷村鎮座青屋明神なり尾と屋と字形相似たるより古今相違せしと覺ゆ或は尾を嫌ふ事ありて屋と改めしにや)

笏賀 驛馬五疋○相尾より凡四里

因幡

四三



伯耆國河村郡宇野村(笏賀郷)河村久米八橋合郡東伯郡本驛より驛馬五疋となる

驛趾未詳なれど中世久津賀莊と稱する區域中、就き此地に定む近時東北隅に久津賀村を建てたり○按ふクツガ沓川なり南に御冠山あり一之宮倭文神社ませり冠履相對しての稱と覺ゆ

松原 驛馬五疋○笏賀より凡五里

同國久米郡津原村灘手村に入る

驛趾未詳されども津原とマツバラの略として此地に定む○海濱より山手に入りたるを國府來往のため其間一里餘

伯耆國府 久米郡上十三日 國府村倉吉町の西

國分寺 國府の西に現存 其地を國分寺といふ 極めて小寺なり

總社 國廳裏社國分寺の畑中に遺蹟存す

貞觀十五年四月伯耆國國廳裏神授從五位下とあると國司奉幣の總社按ふ諸國廳に印鑰明神と稱する御社あり同神なるべし阿波國を見よ

清水 驛馬五疋○松原より凡四里

同國八橋郡赤崎町山陰鐵道驛

驛趾亦未詳里程を以て此地に定む松谷といへる處など驛趾なるべし信濃國清水驛あり清泉沸出づ(中路參見)此地も海濱に清水あるよや

奈和 驛馬五疋○清水より凡四里

同國汗入郡御來屋町(奈和郷)汗入會見合郡して西伯郡

後世名和莊と稱す南北朝以來名高き處となる本村之國道の南なれど名和濱といふと御來屋町とて驛趾とす○神風抄に伯耆國內宮御厨を三野久永の兩處とす其中なるべし

相見 驛馬五疋○奈和より凡五里

同國會見郡古市村(會見郷)成實村に入る

○手間割 出雲風土記に國東界。手間割。是也 建慶年代 共に未詳



出雲伯耆の國境より手間山あり會見郡より天萬郷ありて手間と伯耆なり  
山西より關村あり出雲より屬し手間關趾と傳ふ此關の事より風土記の他より  
所見なけれど其因革を知るより由なし後世歌枕の料となりて古今六帖  
などより見ゆ關刻差別と中路逢坂白河兩關の條下を見よ

野城 驛馬五疋〇相見より凡四里

出雲國能義郡能義村野城郷(安來町西南)

風土記より能義郡を載せず意字より分郡せしもの年代未詳〇記より野城  
驛家郡家正東二十里八十歩依野城大神坐故云野城とあり

出雲國府 意字郡下八日 下出雲郷(意字島根秋鹿合郡八束郡)

出雲神戶郷より阿陀加也神社ませを神名を稱しアタカエと呼び郷名と  
神戶二字を省きて出雲郷と書く因て文字と稱呼との相違を生せり  
風土記より野城橋西廿一里至國廳とあり府趾未詳なりしが近來竹矢村  
上府敷下府敷を以て府趾なりと云へり竹矢と出雲郷の河西なり蓋し  
意字川(熊野川)の變遷よて地形其舊を變せしとぞ

國分寺 竹矢村の北より礎石を存す(竹矢舊稱竹屋なり合邑しての改字)

總社 六所明神 大庭村鎮座(竹矢村西隣)

黒田 驛馬五疋〇野城より凡四里

同國同郡竹矢村(意字郷) (松江市東南にて馬淵瀬戸南岸)

風土記より黒田驛家與郡家同所西北三里有黒田村土色黒故云此處舊有  
此驛即號黒田今屬郡家東猶追黒田號耳とあれは既に黒田の舊地  
よあらず〇馬淵瀬戸と風土記より朝酌渡八十歩許自國廳通海邊道矣と  
ある處よて宍道湖より中海より通ずる水道なり  
風土記より野城驛西廿一里至黒田驛即分爲二道一正西道一渡隠岐國道  
とあり黒田驛より北と西とより分岐す西と山陰本道なり北と隠岐支道  
今まづ其驛次を記すべし(一字低書)

千酌 驛馬五疋〇黒田より凡六里

同國島根郡千酌村(千酌郷) (國の北面海岸松江市北六里)

風土記より郡家東北一十九里一百八十歩此則所謂度隠岐國津是也また  
千酌驛家渡船ともあり此津より隠岐西郷港へ海路直徑十八里

出雲



隱岐國府 周吉郡上三十五日 下西村西郷灣内に 矢尾川の西

甲之尾を府趾とす○主稅式は佐渡隱岐等國渡海送使各給食日稻四把

國分寺 池田村現在矢尾川の東より 明治初年一旦破却同十二年再建

總社 玉若酢神社下西村鎮座 總社明神と稱す

穴道 驛馬五疋○黒田より凡六里

出雲國意宇郡穴道村穴道湖水の南岸 山陰鐵道停車場

風土記より正西道卅八里至穴道驛また所造天下大神追猪南山追猪犬爲石猶存故云穴道とあり○此地より今市を経て杵築大社へ西北六里

狹結 驛馬五疋○穴道より凡五里

同國神門郡智井宮村狹結郷 神門出雲橋縫合郡して籠川郡

記より又西廿六里二百廿九步至狹結驛古志國佐與布云人來居之故云最邑神龜三年改字狹結也とあり天平大稅帳より狹結驛管池井阿彌多級三

里とあり貞觀十三年十一月出雲國智伊神授從五位上といふも智井宮なるべし伊井いかゝ

多岐 驛馬五疋○狹結より凡三里

同國同郡多岐村多岐郷 籠川郡田岐村石見國境海岸

記より又西一十九里至多岐驛多吉比賣坐之故云多吉神龜三年改字

波禰 驛馬五疋○多岐より凡三里

石見國安濃郡西波根村波禰郷 同上海岸

詫農 驛馬五疋○波禰より凡四里

同國邇摩郡宅野村詫農郷 同上海岸

津道 驛馬五疋○詫農より凡六里

同國那賀郡都治本郷津道郷 舊爲邇摩郡中世以來屬那賀郡

石見



江東 驛馬五疋○津道より凡三里

五〇

同國同郡渡津村江川東岸

江西 驛馬五疋○江東より凡二里

同國同郡郷田村江津村同西岸

此國の大河を江川ガウガハと云ふ(本名石見川山陽なる安藝備後兩國の北水を合せて西北流五十餘里舟行と二十里を上下す其海口甚廣く風浪常より高けれを行路難として兩岸より驛家を置きしなり)

伊甘 驛馬五疋○江西より凡四里

同國同郡下府村(伊甘郷)濱田町東北海濱相距る一里許

伊甘神社及び上府より伊甘山安國寺あり

石見國府 那賀郡上二十九日下府村

國府を上下より分ち上府下府となせど府の一字よてゴフと呼べり

國分寺 國分村寺趾僅存下府の北

貞觀十一年十二月石見國國分寺霹靂神授從五位下霹靂モカムトケトよむべし○國分尼寺モ通摩郡仁萬村ありしが廢墟となれり

總社 府中神社 下府鎮座伊甘神社合座

貞觀十三年四月石見國府中神授從五位下元慶三年九月加正五位下○神體六十餘軀これ一國の諸神を聚めたるもの即ち總社なり然れども其社殿頽廢してより伊甘社と合座せしとぞ

長門路 別路 石見國府より山陽大路厚狹驛より至る

山陰道の驛次を石見國府に至り止む然れども弘仁九年勅長門國驛家十一所馬五十五疋朝使無往還之要。公民有守飼之費。宜每驛置三疋。自餘充鑄錢料鉛駄。とあり兵部式阿津磨野等十驛各三疋とあるは適へり一驛脱今補

長門國と中國の西端より居り其南部と山陽道は屬すれども北部の大津阿武二郡と全く日本海より向ひ石見國と一連よて今日いはゆる裏日本なり其裏日本の通路として長門より十一驛を置きし者なれを石見も

石見

五一



國府以西の驛家なくんをあらじ其無きと史の闕文なり仍て新よ左の  
三驛を補ひ長門の驛次は連絡せしむる事となしぬ

大麻オホアサ 驛馬三疋○伊甘より凡五里

同國同郡大麻村(三隅郷)周布村西南

大麻山之海岸は時ち山上は大麻神社ませり○大麻音讀してタイマと呼び遂は當摩の字を充て用ひしが近來文字其正は復したれと稱呼之舊のまゝ音讀なりとぞ

益田タケダ 驛馬三疋○大麻より凡六里

同國美濃郡益田本郷(益田郷)西一里高津浦人丸祠あり

美濃ミノウ 驛馬三疋○益田より凡四里

同國同郡美濃地村美濃郷(西隅山間)以上三驛新補驛馬三疋とす

小川コガハ 驛馬三疋○美濃より凡五里

長門國阿武郡小川村(上中下三村)以下兵部式所載

石見より長門は通ずる今道と益田より津和野は懸り長門は入り徳佐生雲を経て萩町に至る二十餘里古驛路と今道と海岸路との中間にて次の二驛と共に重山の際を來往す此地方を奥阿武オクアノと呼ぶ

宅佐タケサ 驛馬三疋○小川より凡五里

同國同郡高佐村(宅佐郷)上下兩村近時片股合村して高股村とす

集福ツクフ 驛馬三疋○宅佐より凡五里

同國同郡紫福村(後世或は澁木とも)

弘仁十一驛式は其一を脱す故は此一驛を補ふ仁壽元年十月長門國集福神授從五位下とあり村は市と呼ぶ處あり驛趾とす

阿武アブ 驛馬三疋○集福より凡五里

同國同郡大井村(阿武郷)此驛は至り北海濱は出づ大井本郷を驛趾とす



郡名の本居よて奈古浦より海濱二里阿武松原とて海上より大島など景色ある處なれど歌枕よて逢松原と題してよめり陸奥阿武隈と同例

埴田 驛馬三疋○阿武より凡四里

同國同郡萩町古萩町を驛趾とす

貞觀十五年十二月長門國土地神授從五位下とある土地之ハニとよむ此社と萩城外郭よ在して仰徳明神と申すとぞ萩城と慶長中毛利氏が新に築けるもの萩之ハニの轉訛其前と川島莊と稱せしなり

參見 驛馬三疋○埴田より凡三里

同國同郡三見村村よ市と呼ぶ處驛趾とす

三隅 驛馬三疋○參見より凡三里

同國大津郡三隅村三隅郷上中下三村中村亦市と呼ぶ處あり阿武より此地に至る海岸路なり

由宇 驛馬三疋○三隅より凡四里

同國同郡湯本村深川郷深川湯本と稱し温泉浴場あり

由宇と湯の母音を延べたるなり○海岸より山路よ入る而して山陽の通路と大寧寺時俵山湯町を過ぎ豊浦郡よ入る是れ今道なり古驛路と右折して大个峠を越え美禰郡よ入る

意福 驛馬三疋○由宇より凡四里

同國美禰郡於福村上下二村あり

磨野 驛馬三疋○意福より凡四里

同國同郡大嶺村美禰郷東西北奥の四分よ分る

大嶺之郡名美禰の本居なり東分よ白之嶺八幡宮ませり仁壽元年十月長門國磨能峯神授從五位下とある是なり是れ驛名磨野の起る所よて式よ鹿野とあると誤寫

阿津 驛馬三疋○磨野より凡四里

長門



同國同郡厚保本郷東西二村に分る

厚保と阿津保なり保と上よも云へる如く村邑の組合を云ふ

厚狹 大路既出○阿津より凡四里

同國厚狹郡厚狹市(厚狹郷)

大路の條下よ宅賀驛より山陰道よ赴く岐路ありと記したると不注意宅賀へ出づると由宇の條よ云へる今道よてあるなり

南海道 小路

山崎 既出 山城國乙訓郡山崎村

大路第一驛なり山崎橋よて淀川を渡る南岸橋本村ぞ其處なるかくて河内和泉を過ぎ紀伊よ至り始て南海道よ入るなり

楠葉 驛馬七疋○山崎より凡二里

河内國交野郡樟葉村(葛葉郷) 交野茨田讚良合郡北河内郡と稱す

崇神紀よ武埴安彦謀反云々彦國貫射殺之其卒怖走尿漏于禪故其處曰屎禪今謂樟葉訛也 繼體紀よ天皇至樟葉大連大伴金村跪上天子鏡劍璽とあるも此地なり○和銅四年正月置河内國楠葉驛(既出)

槻本 驛馬七疋○楠葉より凡四里

同國河内郡布市村日下善根寺布市合村して日根市と云ふ河内大縣澁川若江高安丹北と中河内郡

驛趾未詳其名も傳へずされど驛家の遺名を某市と傳ふる處諸國其例多し且上古より日下直越とて大和への通路よ當れを此地よ定む



津積 驛馬七正〇槻本より凡四里

同國大縣郡法善寺村(津積郷中河内郡堅下村)

法善寺の舊名を津積といふ大和川の舊河道と北よ流れて淀川よ入る此地之石川と合流する處よ當れ心堅き堤防つきしより此名あるなり尾張國よも同名あり中路を見よ

河内國府 志紀郡 上下一日 國府村(道明寺の北よあり津積より西一里)

國分寺 安宿郡國分村(寺趾不明或云舊趾よ觀音堂ありしとぞ今亡大和川の南岸よて龜瀨越の國道〇府東一里)

總社 國府村鎮座社地を總社と呼び御社と一宮總社と稱す

當國一宮と枚岡神社なり總社よ志貴縣主を合祀すれ心郡の一宮なり

〔丹比〕 同國丹南郡丹治井(丹比神社鎮座國府南一里)

承和八年閏九月以河内國丹比郡驛家院倉八字屋二字遷建當郡日根野爲正倉。日根野と今云ふ羽曳野よて郡南よ亘る廣き高地なり丹比丘埴生坂等其中よあり

仁德紀よ元年正月都難波是謂高津宮十四年作大道置於京中自南門直指至丹比邑(距離凡五里)とあり帝崩後よ仲皇子の變あり太子(履中)逃到埴生坂願望難波火光大驚急馳向倭國とあるも此地を過ぎさせ給ひしなり其後二百四十年を経て孝德帝また難波よ皇居を定めらる此御世始て驛家の制を建て丹比驛家を置れしが奈良の京となり山城の京となり交通の便利も前後相違してけれ心丹比驛と不要よ屬し院倉を高燥の地よ遷せしと思はる大和路を見よ

日下 驛馬七正〇津積より凡五里

和泉國大鳥郡草部村(日部郷)大鳥泉合郡して泉北郡大鳥神社の東南一里餘

和泉國府 和泉郡下(上二日)府中村(信太明神の南小栗街道草部より一里半)

國分寺 國分村よて福德寺と稱す(府中の東よて池田村よ入る)

承和六年五月和泉國言以在和泉郡安樂寺爲國分寺置講師一員僧十口許之。此國之靈龜二年四月和泉監天平十二年八月併河内國天平寶字元年五月和泉依舊分立とわれ心國分寺建設の時と河内よ屬せしなり大同四年正月寫大般若經一部安置國分寺若無國分寺於定額寺と見ゆ

河内、和泉



總社 府中村鎮座府中總社と稱す

社記曰合祭和泉五社大鳥穴師信太積井大井堰故號總社○社地は清泉湧出づ國名の因て起る所なり

呼喚 驛馬七疋○日下より凡六里

同國日根郡男里村日根と泉南は合郡となる信達の馬場を驛趾とす

神武紀は皇軍至茅渟水門時五瀬命矢瘡痛甚乃撫劍而雄詰ヲタケビ曰慨哉大丈夫被傷於虜手將不報而死耶時人因號其處曰雄水門とあると此地なり呼於ヲオのオとヲの母音を延ばしたるなり

○紀之關 和泉紀伊國界雄之山所置大化建置延曆廢撤

萬葉集(卷四)木乃關守云々とあり空穗物語今昔物語も關の故事を載せたり○呼於郷の南山なれを雄之山といひ雄の中山とも云ふ畿内南極として夙くより關門おかれしもの嶺上の瀧畑を關趾とす又白鳥の關の別稱あり今昔物語より出てたる後世の稱なり  
天武紀は遣紀臣大音守權坂また萬葉集卷六手向爲等恐乃坂爾幣奉とこの恐も懼も共カシコとよみ同一の處として即ち雄之山の事なり

荻原 驛馬八疋○呼於より凡四里

紀伊國名草郡山口村里村を驛趾とす○名草海部合郡して海草郡と稱す

弘仁二年八月廢紀伊國荻原名草賀太三驛以不要也同三年四月廢紀伊名草驛更置荻原驛後紀作荻原誤とあると前後の文理通せず誤書もあらんと思へど三驛不要と何故なりやを考ふるは南海道の陸路と紀伊國府止め淡路以下と専ら海路に依るべしとの朝議あり三驛不要として廢止せしならん然るは紀伊よと便利ならんも呼於驛之二驛の勞を負はざる可らず因て和泉國より利害を陳情せしかを再議あり八閏月の後前令を停め廢驛之名草一驛として荻原驛之再置せしなり更置とあるよて其意を量らるゝなり驛馬八疋なるも思ひ合すべしされど荻原驛之前後其位置を變せし者と覺ゆ山口莊と雄の山口よて山上山下より亘り十餘村を領せり荻原の舊驛と山腹の谷村よして更置の驛と山下の里村なり呼於驛馬の勞と山を下るだけよて名草驛家と無くも差支なきなり(名草驛之國府所在地)  
舊驛を谷村なりとせしと山口莊の鎮守神と谷村に在せり祭神三柱其



一柱と桓武天皇よおはします上云ふ玉手島御幸のをり雄山道にて車駕休息ありし跡よ就て帝の神靈を齋き祀りしなり其休息の處と必驛館なりと思へを谷村とせしなり  
さといへ萩原の名と其蹟を傳へず按て假字にて招驛ヲギなりと覺ゆヲギハラと神淺茅原鬼田川朝原などと同じく祭祀の清地となすべし當國鎮座の日前國懸兩社と伊勢大御神と同體よましますなれを朝家の崇奉殊よ重し從て官使の此國よ入るもの第一驛よ於て遙拜の式を行ふ其場をヲギハラと稱へしより驛名となれるならん雄山をカシコヅカといふ語と異なれど意之同じ常陸風土記よ板浦之津便置驛家傳驛使等初將臨國先洗口手東面而拜香島大神然後得入也とあり以て思ひ合すべし萬葉集のカシコノサカニヌサタマツルとあるも只よ行路安全を祈るのみよもあらじ薩摩總社可參見

### 紀伊國府

#### 名草郡

上四日下二日海路六日

#### 府中村

和歌山市東北二里紀伊村と改稱す

和名抄よ名草郷を載せず高山寺本よ有郡謂之郡家有驛謂之驛家其名同除而不載とあれと郡と同名なるより載せざりしならん國府所在地と名草郷よて名草驛も此地よありしなり○海路と賀太驛よりす

#### 國分寺

#### 那賀郡南國分村

寺趾存す其趾を塔之芝と云ふ府中東三里○池田村

元慶三年二月紀伊國金光明寺火堂塔坊舎悉成灰燼○國分尼寺と東國分よ在り慶長中舊蹟再造よて國分寺を稱す

#### 總社

#### 府中神社

#### 府中村鎮座

白鳥宮と稱す

總社明神と稱するもの府近よ兩社あり一と西直川村其一と南田井村西社と名草郡の總社よて南社と田井莊の總社なるべし

### 賀太

驛馬八疋○萩原より凡五里

#### 同國海部郡加太町(賀太郷)和歌山市西北三里

大寶二年正月始置紀伊國賀太驛家弘仁二年八月廢賀太驛其間百十年然其上よ云ひし如く一旦廢驛となりしも再置せられしと海路のため此地之國の西北端よして淡路島と管島海峡を夾む管島又友島といふ地島沖島兩島ありて三水道をなす○賀太と干潟の上路この海濱と潮汐の干満いちしるしとぞ九州よてとガタと呼ぶ上濁下濁おもしろし

### 由良

驛馬五疋○賀太より海上直徑三里許

#### 淡路國津名郡由良町

淡路島の東南端よて管島(沖島)と海峡を夾む謂ゆる由良戸よて海泊來往の處



大野 驛馬五疋○由良より凡四里

同國三原郡大野村洲本町西一里國府へ二里

淡路國府 三原郡上四日下二里國衙村神代村より入る

上下日數の紀伊と同じきと不審なれど主計式も和名抄も同じ  
國衙の東は國府市村あり備前但馬など同例あり

國分寺 笑原村現存國府市場の北より貞享中舊趾再造

建久四年七月横山權守時廣引一疋異馬參營中鎌倉將軍覽之有其足九  
是出來于所領淡路國國分寺邊之由云々可被放陸奥國外濱など見ゆ

總社 總社十壹明神十一个所村鎮座國府市村より入る

福良 驛馬五疋○大野より凡四里

同國同郡福良町馬宿を驛趾とす

淡路島の西南隅よて其門崎と阿波大毛島との際之有名なる鳴門なり

郡頭 驛馬五疋○福良より海路四里許

阿波國板野郡木津村撫養町の西よて津屋郷近時同町より入る

式は石隈郡頭とあるも前後す郡頭クニツと國津なり佐渡は國津これ  
正字なり當國出入第一の津口よて板野郡の東頭なれを音義併用して  
かゝる文字うめしと覺ゆキツとクニツの急呼○土佐は郡頭神社あり  
按は此驛の訓稱と古來說く者なし其訓稱あると驛路通を始とす

井隈 驛馬五疋○郡頭より凡四里

同國同郡奥野村井隈の名あり井隈郷藍園村と總稱す

式は石隈また石濃などあると共に誤寫なり○此驛より兩岐し其南は  
折れ一里半許よして國府に至る其北行と南海本道よして讃岐國界は  
大阪山あり

阿波國府 名方郡上九日下五日府中村徳島市西二里

名方郡と寛平中東西は分ち名東名西といふ府中も東郡は屬し近來矢  
野和田等を合せて國府村と稱す



國分寺 國府村矢野現存寛保中舊趾再造

國分尼寺の廢趾と名西郡石井村ありて其地を尼寺といふ矢野北

總社 大御和神社 國府村鎮座府中宮又印鑰大明神と稱す

按よ印鑰社と播磨日向讚岐對馬など見ゆ印と國印よて公式令よ方二寸とあるもの鑰を倉院の鑰よて文武紀よ大寶二年二月諸國司等始給印鑰とあり此二物と國司の重器なれと守護所を設け神として安置せるなり諸國府よて必在りしものなれど其名を傳ふる所少し

引田 驛馬四疋○井隈より凡四里

讚岐國大内郡引田村(引田郷)大内寒川合郡して大川郡と稱す式よ刈田とあるを誤寫なり

此國の驛馬每驛四疋なると其往來多く海路よ依れをなり○此地と大坂山の北陰よて瀬戸内海よ臨み淡路島の西面と相向ふ

松本 驛馬四疋○引田より凡四里

同國寒川郡松尾村松尾もと東富田と稱す驛趾ありといへを松本の轉稱と此地に定む

三谿 驛馬四疋○松本より凡五里

同國山田郡三谷村三谷郷三木山田合郡して木田郡三谷と高松市の南二里

河内 驛馬四疋○三谿より凡三里

同國阿野郡府中村(甲知郷)阿野鶴足合同して綾歌郡

讚岐國府 阿野郡上十二日下六日府中 高松九龜兩市中間海路十二日 讚岐鐵道驛所在

國分寺 國分村現在 寬文中舊趾再建○府中の東端岡村尼寺廢趾と同郡新居あり

總社 城山神社 府中城山鎮座北谷天神また印鑰大明神とも稱す

貞觀七年十月讚岐國城山神社加從五位上 仁和四年久旱してければ四月讚岐守菅原道真雨乞の祭文を奉りて甘雨を得たり其文よ 伏惟境內多山茲山獨峻城中數社茲社尤靈是用禱請昭告神其察之 八十九郷二十萬口一郷無損一口無愁玉幣重疊以賽應驗若甘樹不 饒旱雲如結神之靈無所見人之望遂不克云云



甕井 驛馬四疋○河内より凡四里

同國多度郡三井村(三井郷)四箇村の北よて

柞田 驛馬四疋○甕井より凡五里

同國刈田郡柞田村(柞田郷)觀音寺町東南○刈田郡中世豊田

大岡 驛馬五疋○柞田より凡四里

伊豫國宇摩郡川之江町國道宿舎

驛趾未詳されと延暦十六年正月新置土佐國吾崎丹川二驛とあり爾來今日まで土佐來往の國道よて其分岐の地と川之江なれと此町と定む本國の驛馬と小路の定敷となる○土佐路と末よ云ふを見よ

近井 驛馬五疋○大岡より凡五里

同國同郡津根村同上

驛趾未詳なれと津根の誓といふ里人の謠ありチカヒとチカキの轉訛村山神社として名神大社ませり故に神は祈誓ある意より轉せしと覺ゆ

新居 驛馬五疋○近井より凡四里

同國新居郡新居濱西條町東二里○別子銅山よ

周敷 驛馬五疋○新居より凡五里

同國周敷郡周布村小松町西北よて國道より北よ入る内海濱

越智 驛馬五疋○周敷より凡三里

同國越智郡櫻井村今治町北一里東面内海を受く

伊豫國府 越智郡上十六日下八日古國府櫻井村よ入る

國分寺 櫻井村國分よ藥師堂存在國分尼寺も其南よ

天慶二年伊豫國法華寺堂舎燒亡僅廻方針奉出御願佛像爰法華金光明



相去五丈許吹火向南其危尤在云々國司須早遣而亡弊之民不堪早遣道與寺去府十餘町佛殿廣大望請官裁以伴寺被給法華寺令修御願とあり

總社 多岐神社 下朝倉村古谷鎮座瀧宮と稱す國分の西

此神社と名神大社よまします○今治と總社川あり那の總社なるべし

○  
養老二年五月土左國言公私之使直指土左而其經伊與國行程迂遠山谷險難但阿波國境土相接往還甚易請就此國以爲通路許之 延曆十五年二月敕南海道驛路迥遠使令難通因廢舊路通新路十六年正月廢阿波國驛家五伊豫國十一土佐國十二新置土佐國吾椅丹川二驛二十四年四月令土佐國帶驛路郡加傳馬五疋以新開之路山谷峻深也

伊豫土佐の通路と養老以前温泉浮穴を迂回し石槌山腹を穿ちて來往せしなり其阿波路と海岸づたへよて同國の海都よ入る此路通用八十年なりしが使令の猶通じ難きを以て中央の一路を開き一年を歴て其功成りしかと三箇國よ涉れる二十八驛家を廢し新驛二處を置く延曆以後一千二百四十餘年の今日まで此路を通路とす

山背 驛馬五疋○大岡より凡四里

伊豫國宇摩郡馬立村新宮合村して新立といふ

伊豫阿波土佐三國の界よ三榜示山あり其山陰の地なれと山背といふ

丹川 驛馬五疋○山背より凡四里

土佐國長岡郡立川村

國境よ篠峠其嶺南と立川村○丹川と丹治川の中略紀式共誤作丹川

吾椅 驛馬五疋○丹川より凡五里

同國同郡本山村丹川よりして吉野川口よ至り西行して川を渡る本山村なり



村よ吾橋山長徳寺といふ古寺ありて遺名を傳ふ橋と古事記萬葉集等  
木橋よ用ゐたり○此地方之吉野川の上流よ亘り別區域をなせり

頭驛 驛馬五疋○吾橋より凡五里

同國同郡比江村高知市の東北四里國道領石宿よ接す

此驛名も阿波の郡頭と同じく古來定訓なし按よ頭と諸寮長官カミと  
訓すカウ其訛なり國府所在地として第一驛としてかく稱せしと覺ゆ

土佐國府 長岡郡上三十五日下十八日府中村

村よ日吉神社ませむ比江村と稱す近來國分と合村して國府村と改む  
國府屋敷御門前等遺名あり○海路と土佐日記よ大津より舟出と見ゆ  
大津と浦戸灣の東北隅よて國府へ一里餘其對岸と土佐郡なれを同郡  
郡頭神社と此西岸よ在せしと覺ゆ阿波と同じく國津の一證とすべし

國分寺 國分村現存寛永中舊趾再造

總社 總社大明神寛文中國分寺境内遷座  
舊地と國府の西とぞ

### 西海道 小路

西海道の驛路と縦横九條あり本道と東西兩路よして其九州島を  
横斷し東西路よ連絡する支路四條又西海岸よ通ずる別路三條也  
本道西路 太宰府より南行筑後肥後を歴て薩摩大隅よ至るもの  
本道東路 大路到津驛より豊前豊後日向を歴て大隅よ至るもの  
支路第一 豊前路 太宰府より彦山の北を過り豊前國府よ至る  
支路第二 豊後路 太宰府より筑後川よ沿ひて豊後國府よ至る  
支路第三 豊後路 肥後江田驛より阿蘇山北を過り豊後よ入る  
支路第四 日向路 肥後佐職驛より霧島山北を過り日向よ入る  
別路第一 二島路 太宰府より筑前肥前を歴て壹岐對馬よ至る  
別路第二 平戸路 肥前國府より北海岸よ沿ひて平戸島よ至る  
別路第三 島原路 同國杵島驛より南岐し島原及び肥後よ至る

### 本道西路

太宰府 筑前國御笠郡大路既出

本府と九國二島を所管するなれを各國府の下よ記入する行程幾日と  
太宰府よ上下する日數なり延喜式(主計)よと去府行程幾日と記しあり

西海道 西路



○刈萱關

大宰府南口衛所通古賀關趾ありとぞ

傳説よ齊明天皇の筑紫行幸ありし時よ朝倉行宮(上座郡宮野)を建てさせ給ひ關門を刈萱里よ置れしと云ふ延暦八年よ諸國廢關の勅令ありされど鎮西の要所と撤廢せられざりしなり貞觀八年豊前長門の關門出入の制定あり(既出此關も同じく存置ありしを想ふべし)○菅權帥の歌よ刈萱の關守云々とあり後年の事ながら箱崎宮永享十年文書及び宗祇法師文明二年筑紫記行よも刈萱の關みゆ

永丘

驛馬五疋○太宰府より凡三里

筑前國御笠郡永岡村(長岡郷)第二支路の分岐

明治二十九年よ御笠那珂席田の三郡を合せて筑紫郡と名づけ同時よ永岡も十邑合同して筑紫村と稱す

基肄

驛馬十疋○永丘より凡三里

肥前國基肄郡小倉村(基肄郷)木山口を驛趾とす

基肄三根養父三郡も合同して三養基郡と改稱す○基肄とキの一音よ

イの母音を加へて二字としたるもの筑前の國界よ基山あり此驛より兩岐し南行して筑後よ入る是れ本道なり西行を別路肥前路とす故よ驛馬十疋を備ふるなり

御井

驛馬五疋○基肄より凡四里

筑後國御井郡府中村(久留米市東一里)國道宿舎

御井御原山本合郡して三井郡と稱し府中も御井町と改む○隣邑和泉村よ長者屋敷の稱あり又古瓦をも出すと驛家の趾なるべし

筑後國府 御井郡(行程)府中

此地之高良山下よて南北朝以來菊地大友兩軍が勝敗争ひし巷となり府趾と認むべき處も存せずとか

國分寺 府中の西隣國分村よ寺趾あり

總社 高良神社 府中高良山鎮座當國一宮

葛野 驛馬五疋○御井より凡三里



同國上妻郡羽犬塚村(葛野郷) 鐵道宿舍あり

驛趾未詳ハインヅカト驛司ハイマヅカサの轉訛として此地ニ定む○  
八女縣上世夙く上妻下妻二郡ニ分れ近時合郡復稱し八女郡となる

狩道 驛馬五疋○葛野より凡三里

同國山門郡海津村 瀬高町南一里

狩道カリテ轉訛して海津カイヅとなりしなり○近頃竹井飯尾と三村  
合同して竹海村と稱す

○大津山關 筑後肥後兩國界關趾を背戸口といふ

此關と天慶の亂特ニ建置せられしものと覺ゆ純友軍記ニ伊豫椽藤原  
純友居住彼國爲海賊之首云々賊徒到太宰府奪取累代財物放火燒府畢  
時官軍入賊船著火燒船凶黨遂破とあり此賊黨の南走を防かんがため  
關門まうけられしもの中路會地關(信濃)を見合すべし東ニ大津山あり  
故ニ關名とす大津と大水の急呼なり次條を見よ

大水 驛馬五疋○狩道より凡四里

肥後國玉名郡南關町(大水郷) 國道宿舍あり

國界を中として南關北關と分つ大津山關ニ因て此名いでたるなり○  
大水と越前淺水アサムヅの如くオホムヅと唱へしより大津となれり

江田 驛馬五疋○大水より凡四里

同國同郡江田村(江田郷) 第三支路の分岐

高原 驛馬五疋○江田より凡四里

同國山本郡豐岡村(高原郷) 丁丑の故戰場田原坂

高をタとのみ呼ぶ例と豊後日高ヒダ肥前高來タク薩摩高城タキなど  
高原もタハラ即ち田原よてタバルと九州訛なり○豊岡平原等合村し  
田原村と稱す郡名も山本山鹿合同して鹿本郡と改稱せり

蠶養 驛馬五疋○高原より凡四里

同國飽田郡子飼町(蠶養郷) 熊本市内東部より



飽田詫磨合郡して飽詫郡と改稱せしと亦明治二十九年の事なりとぞ  
此驛より西三里の海濱に長崎驛あり別路第三を見よ

### 肥後國府

飽田郡上三日古府中宮寺古町といふ  
熊本市の南郊

和名抄に益城郡國府とあり其趾之水前寺東なる竹宮にて健軍十二社  
明神を當時の總社なる國分寺も近く舊府を證すべし但し竹宮いま詫  
磨郡なれど郡界も古今の變遷あり其益城郡に屬せしと地勢上しるし  
飽田郡の宮寺は遷りしと貞觀の大災害に因りしもの

貞觀十一年七月肥後國言大風雨飛瓦拔樹官舍民居顛倒者多人畜壓  
死不可勝計湖水漲溢漂沒六郡水退之後搜撈官物十失五六焉自海至  
山其間田園數百畝陷而爲海

六郡と某々と記せざれどかゝる災害と海嘯のみならず白川緑川  
も溢決して益城飽田詫磨三郡も漂沒せしより災後は國衙を遷移せし  
なり古府中の地と花岡を右よし白川を左よし形勢の好地と稱すれど  
今日見る所と甚平凡にて府趾として徵すべきと僅に在廳屋敷の名を  
傳ふるのみ蓋し慶長中熊本城築造の時より一變せしならん

### 國分寺

詫磨郡今町小堂現存水前寺の側出水村  
熊本東南一里許

應仁兵火は燒亡せしを享祿中再建し貞享に至り佛殿を造るといへど

今日在る者も近造の一小堂のみ塔の礎石など田間は存在すといふ

### 總社

六所明神 熊本城西郭藤崎鎮座

藤崎八幡宮と承平中の勸請九州五所八幡の一後世これを總社と稱す  
ると本末を差へるなり六所の社地へ八幡を分祀してより其號の移り  
しもの明治丁丑の兵火は燒亡し兩社共は城東坪井に遷座してけり

### 球磨

驛馬五疋○蠶養より凡四里

同國下益城郡隈莊町川尻町東南二里許

### 豐向

驛馬五疋○球磨より凡五里

同國八代郡豐福村後世下益城郡に入る  
松橋町東南一里許

越前の郷名は高向タカムクあり豐向の豐福は變せしも古き事にして  
靈異記は八代郡豐服郷みゆ景行紀は八代縣豐村とあるも此地なりと  
覺ゆ○以下薩摩の英福まで總て海岸路なり

### 片野

驛馬五疋○豐向より凡五里

肥後



同國同郡片野川村八代町東一里

朽網 驛馬五疋○片野より凡五里

同國葦北郡二見村日奈久町南一里餘

豊後、朽網あり景行帝曰其水必臭莫用之風土記此地も亦臭水ありや

佐職 驛馬五疋○朽網より凡五里

同國同郡佐敷村(葦北郷)第四支路の分岐

上世葦北津といふと此地なり北は佐敷太郎峠赤松太郎峠あり又南は津奈木太郎峠あり國道の嶮坂とて葦北の三太郎と呼べり

水俣 驛馬五疋○佐敷より凡五里

同國同郡水俣村(水俣郷)

細津 驛馬五疋○水俣より凡四里

薩摩國出水郡米之津中出水村

英禰 驛馬五疋○細津より凡六里

同國同郡阿久根村

高來 驛馬五疋○英禰より凡五里

同國高城郡麓村國府所在地川内大小路北一里許

高城郡と近時薩摩郡と合せられ麓村と數邑合同して高城村と稱せり按は麓また府本とも書くより國府の下と解するもわろし島津侯國の制臣士を各地より土着せしめ謂ゆる一百二都城とも皆士族の部落あり語意未詳なれど何れもフモトと呼ぶよし此地も亦然りとぞ

薩摩國府 高城郡上十二日府本村府趾を屋形原と云ふ下六日

大寶二年八月薩摩隼人隔化逆命於是發兵征討遂校戸置吏十月唱更國司言於國內要害之地建柵置戍守之許焉(本註唱更國今薩摩國也)續日本紀(卷二)通行本よと唱更はハヤヒトと旁訓せり是れ後人の所爲



元來も音讀ならん若し邦訓を求めむとナモリなるべし其由を陳べん唱更と史記吳王傳漢書昭帝紀等の註に見えて雇ひ兵の事なり漢よと踐更と云ひ唐よと唱更と云ひて二千錢を以て雇ひ入るゝ兵卒本文よ建柵置戍とある戍卒を唱更と呼びしなり其唱更を置きて守らしむる國なれを唱更國と稱せしものさて此戍卒と隼人を鎮撫する用なれをハヤヒトと旁訓すべからず夷守ヒナモリと筑前日向及び越後の地名よ見えて何れも外敵守禦の任所なれなり和銅二年六月薩摩多嶽兩國司云々とあれを大寶より八年間よ國號を改められしなり○國府の趾なる屋形原と近來國司原と改稱して石標を建つ其地と高爽よして且平坦なれを要害よとあらじ若置柵の要害と云は心龜山ならん此山と平野よ崛起して川内川を遶らしたり

國分寺 同郡水引村よ寺趾あり屋形原南半里

建治再建の堂塔も天正の兵火よ罹り其後寛文中よ又造立せしと云ふされど明治以後全く頽敗して存する者と僅よ石塔婆三基のみ

總社 四所明神 水引村龜山鎮座

此山よ現在鎮座まします新田八幡宮と肥後の藤崎宮と同しく九州五所の一なり龜山と上よ云ふが如く要害の處として見るべき高地なり

大寶建柵の所として論なかるべしされど軍營よこそ屈竟なれ國司執務の廳として不便ならん故よ國衙を屋形原よ移し山上と奉幣の場よ充てしと覺ゆ元享の文書よ國司毎初任先奉幣於當宮後被執行國務之條云々とあるも總社の舊例よして其總社と今日攝社として祀れる四所の社なり常陸榎浦紀伊萩原參見按よ神名帳(延喜式)薩摩國と枚聞加紫久利の兩社のみ其他史上授位の事みゆるもの七社よ過ぎず故よ奉幣の御神も當初と四柱よてありしと思はる新田八幡宮其初山下よ在り承安中山上に移すと社記よあれを藤崎と同例なるべし

市來 驛馬五疋○高來より凡五里

同國日置郡市來町 東西よ分れ舟泊の處を

郡の北界よ坂路あり薩摩健兒が二度と越すまい薩摩山とうたひし處

田後 驛馬五疋○市來より凡五里

同國同郡郡山村 田の尻を驛趾とす

櫟野 驛馬五疋○田後より凡三里

薩摩



同國鹿兒島郡本名村カキナ 柚木を驛趾とすクヌキの訛  
鹿兒島市正北四里吉田村

蒲生カキナ 驛馬五疋〇櫟野より凡四里

大隅國桑原郡加治木町カキナ 蒲生田を驛趾とす  
九州鐵道停車驛

延曆二十三年三月大宰府言大隅國桑原郡蒲生驛與薩摩國薩摩郡田尻驛相距遙遠遞送艱苦伏望置驛於薩摩郡櫟野村以息民苦許之  
此文傳寫の久しき誤脱ありと覺ゆ宜しく薩摩國日置郡田尻驛薩摩國鹿兒島郡櫟野村と改むべし前者之上の薩摩國より誤りて郡も亦薩摩と書き後者と薩摩の下は國鹿島の三字を脱せしなり  
市來より海岸を去りて東より折れ薩摩半島を横切るもの伊集院を経て鹿兒島に至る是れ今道なり直より大隅國府へ來往せんも南方より迂回すなり郡山より入り花尾三重兩山の際を登降して本名に至る一路こそ相距遙遠遞送艱苦の文は合へるなれ  
新撰字鏡は櫟の字二音二義なり音ロク木名イチヒ音レキ馬槽クヌキ櫟野をイチヒノとよみ薩摩郡市比野とし始良郡蒲生村とを本文なる櫟野蒲生より充つると古來の通説よて二驛の路次と能く適へりされど市來田後を如何とせん

大隅國府 桑原郡上十二日府中 始良郡國分村  
下六日 加治木東二里

和銅六年四月割日向國肝坏贈於大隅始羅四郡始置大隅國天平勝寶七歲五月建菱刈郡其後始羅を分ち桑原郡を置く總て六郡明治二十九年より至り合併して始良肝屬及贈於の三郡とす  
上下日數の薩摩と同數なると不審と思ふれど當國より薩摩を歷す直より肥後より出づる一路ありて同日數となる支路第四大水驛を見よ

國分寺 國分村より寺趾あり 廢墟の中央より康治の年號ある

此地と有名なる烟草の産地なれを國府も國分より合併され近時二十餘村を合せて國分三村を建つ國分鐵道驛あり内海の濱なり

總社 守公神社 府中鎮座總社と稱す 社地を府趾と傳ふ



本道東路

到津 驛馬十五疋○大路既出

豊前國企救郡板櫃村小倉市の西より門司市より三里

イタビツの訛りてイタウツとなり文字さへ到津と書く此驛より分岐して東よ遶る是れ本道東路なり

刈田 驛馬五疋○到津より凡四里

同國京都郡苅田村刈田郷鐵道驛あり

多米 驛馬五疋○刈田より凡三里

同國仲津郡馬場村仲津郡も明治二十九年

驛趾未詳なれど國府附近に驛家あるべき例なれど此地に定む馬場の稱と多く驛家の遺名を傳れをなり大橋町の東南  
○前驛刈田より宇佐驛に至る其間瀬戸内海の海濱なり

豊前國府 仲津郡上二日草場村在廳屋敷を府趾とす馬場の南半里許

和名抄に國府を京都郡とす景行紀に十二年九月天皇遂幸筑紫到豊國長峽縣興行宮而居故號其處曰京也とあれを當國當初の國廳之宮趾と就て官衙を建てられしなり今の宮市の地なるべし貞觀中より仲津郡の官幣館に移轉せしと覺ゆ○官幣館と宇佐神宮は三年一回の奉幣あり其敕使を此館に留り幣物を整理し而して神宮に詣づるもの此奉幣使と天平より始り仁明帝即位以來清麻呂の先例を逐ひ和氣氏を勅使とす貞觀十一年六月新羅國賊船來りて博多を寇し豊前の貢調船を奪ひ去る明年二月宇佐に臨時奉幣の御事ありて兵寇を停められん事を祈らる此時より政廳と官幣館に移されたんなる肥後國の移廳と同時に彼と水難是と兵難なり草場村に官幣大神宮ましませり

國分寺 國分村に寺堂現在草場西南半里

天正中兵火に罹り慶安に再建したり尼寺と東隣德政村に小堂を存す

總社 總社村鎮座草場の西

筑城 驛馬五疋○多米より凡二里

東路 豊前



同國筑城郡筑城村(搗木郷)筑城上毛合して筑上郡

下毛 驛馬五疋○筑城より凡四里

同國下毛郡萬田村

驛趾未詳なれど萬田を馬田の轉訛として此地に定む○膳縣ミケカダ上下に分ちて上毛下毛と云ひしなり近來上毛を筑城に併せ下毛のみ獨立せしめしとふさはず筑後の八女郡を其當を得たる

宇佐 驛馬五疋○下毛より凡四里

同國宇佐郡四日市 宇佐神宮の西一里其中間を流る、宇佐川と一名を驛館川といふ

安寝 驛馬五疋○宇佐より凡三里

同國同郡古市村 十村合同して安心院と稱す 宇佐川上流の山村なり

安心アジミと宇佐神宮の倉院ある處として古くより安心院といひき○此村に妻垣社ます宇佐大神の比咩神とぞ○式に安寝と作るは誤寫

長湯 驛馬五疋○安寝より凡五里

豊後國速見郡古市村 別府灣の海濱 御越村に入る

此海濱到る處に温泉あり古市の西隣野田に赤湯山長泉寺あり長湯の驛名ある所以なり豊後風土記に速見郡赤湯泉在郡西北湯泉之穴其周十五許丈湯色赤而有泥泥流出外變爲清水因曰赤湯泉とあり其泉の海に入るを古市川といふ按にナガユモアカユの轉なるべし

豊後國府 大分郡 上四日府中 古國府とも呼ぶ大分町の南にて今と同町に入る町も舊稱府内

此府の上下も第二支路より太宰府に來往す故に四日二日なり

國分寺 國分村に寺趾あり 仁治中再建と傳ふれど今礎石のみ 府西一里にて賀來村に入る尼寺亦在

總社 寒多神社 寒田村鎮座 府南一里 東植田村

寒多神社と名神大社にて大野郡西寒田を本社とす總社として府近に分祀せしを大友氏の此國の守護と爲るに及び應永中社殿を修造してけれん總社盛大となり本祠却て衰微となるより分祠を地名さへ寒田と改め神名帳すら大野を大分と誤寫せしも見ゆ次の荒田驛を見よ



荏隈 驛馬五疋〇長湯より凡五里

同國同郡荏隈村(荏隈郷)新補〇府中と共  
大分町に入る

當國驛家之兵部式風土記共九所なれど新よ一驛を補ひしと第二の支路を受けたる要地として且國府所在地は驛家あるべき例なれをなり驛家の増減と時々廢置あるよし既は處々云ひき次の荒田驛も同じ  
〇次の丹生驛と本道の驛次は依らず故よ一字低書す

丹生 驛馬五疋〇荏隈より凡四里

同國海部郡丹生村(丹生郷)鶴崎町東南一里

風土記は海部郡驛壹所兵部式丹生驛和名抄丹生郷三者皆合ふされど此郡之國の東隅よて本道の驛次は管せず按は風土記は海部郡驛貳所とあり佐賀穗戸の兩岬なるべし外警告急の用としての驛家ならん

荒田 驛馬五疋〇荏隈より凡六里

同國大野郡西寒田村(犬飼町東半里)戸上村に入る

當國一宮西寒田神社鎮座按は西寒田ササムタと稱すれども音訓まじれり西之西の誤字よして西と又酢の略字なり酢の字と日葉酢姫命玉若酢神などあり西寒田ササムタを正稱とし二字よ約して荒田なり  
風土記は大野郡驛貳所とあり置驛の變轉あると上よも云ひしが如し

三重 驛馬五疋〇荒田より凡三里

同國同郡三重市(三重郷)常は市場とのみ呼ぶ  
第三支路の岐路

小野 驛馬十疋〇三重より凡五里

同國同郡小野市(國境山中の村邑)宇目郷と總稱す

重山中ありて次驛と里程一倍すれを馬十疋を備ふ〇豊後日向の分水嶺を赤松峠といふ俚語は馬も此嶮坂を踰ゆれを盲目となるといふ

長井 驛馬十疋〇小野より凡九里

日向國東臼杵郡長井村(亦山間の村舎)北川村に入る

式は他驛と並書して驛馬各五疋の中よあれど前驛十疋なれを此驛も



同敷ならざる可らず式と脱文として十疋と註す(北陸道松原參見)

川邊 驛馬五疋○長井より凡五里

同國同郡大貫村五箇瀬川の岸にて河邊の地なり南方村は入る延岡町の西一里

刈田 驛馬五疋○川邊より凡四里

同國同郡門川村(刈田郷)日向灘の尾末灣に臨む細島町の北三里

豊前刈田驛あり同名なれを彼とカリタ此とカダ一道の同呼を避け云わがてるなり(山陰道石負參見其カダ轉してカドとなりしなり)

美彌 驛馬五疋○刈田より凡四里

同國兒湯郡美々津町耳川の海口

此地は立石神社あり口碑は神武帝東征この津より御發船し給ひしと立石と御腰掛石と傳ふ後世ながら天正中大友島津兩軍の故戰場

都農 驛馬五疋○美彌より凡三里

同國同郡都農村(都農郷)

當國一宮都農神社鎮座○式は去飛とあると都農の草書より誤寫せしなり都の末畫を失ひて去となり農の亂草を飛と書きひがめたるなり

兒湯 驛馬五疋○都農より凡五里

同國同郡四日市大丸川の北岸にて木城村は入る高鍋町西北一里餘○國府へ二里許

日向國府 兒湯郡上十二日三宅村三宅神社の地府趾とすべし

景行紀十七年三月幸兒湯縣遊于丹裳小野時東望之謂曰是國也直向於日出方故號曰日向國也是日涉野中大石憶京都而歌云々とあり三宅神社の地之高爽として東海を一望すべく且社後之謂ゆる西都原よて大小の古墳多し又齋殿原とも書けど古稱サト(里)の原なりといふ即三宅郷の高原よて丘下の某家は兒湯郡印の古銅印を藏すと

國分寺 同村國分の地は五智堂あり坐丈六の木像五體を安置す

享保中の再造と覺ゆ明治の初め寺を廢し堂を毀ち佛像を他の寺院に移せしが十餘年前舊地は借堂を建て五智如來を安置す今堂是なり



總社 印鑰明神 同村鎮座 阿波國府を見よ

當摩 驛馬五疋○兒湯より凡五里

同國北那珂郡上田島付(田島郷) 明治二十九年宮崎郡より入る

當摩の田島と變稱せしと板櫃の到津(豊前豊向の豊福(肥後)と同例

救貳 驛馬五疋○當摩より凡三里

同國宮崎郡古市 宮崎神宮の西十餘町高丘なり

救貳之國なり中世此地を國富莊といひ大淀川の下流に涉り土地肥沃にして四境甚廣し建久圖田帳より八條女院鳥羽皇女御領國富莊田代千五百二町とある是なり  
上古國クニマキといふ事あり居住すべき土地を尋ね求むるをいふ神武帝久しく高千穂宮都城にいましたりしが覺國せさせ給ひて東海岸の高陵に皇居を定められしを救貳宮と申せしと覺ゆ宮崎に救貳の宮崎ならん其宮趾之古市にて皇宮神社として帝を齋きまつる御社あり宮崎神宮の舊地と申し傳へたり驛家の遺墟は某市と稱するもの諸國

その例多しされと古市を救貳の驛家なる

救麻 驛馬五疋○救貳より凡四里

同國同郡熊野村 木花村より入る

國富莊の南隅にて圖田帳より限野八十町とある是なり○川邊驛以南を大率海岸に沿へる平路なるが此驛より西に折れて山路となる  
式は田救麻救貳とあると救字重れるより麻の上より一字を脱せしなり

甲救 驛馬五疋○救麻より凡四里

同國同郡學之木村 田野村より入る

式は田救とあるも甲救の誤書○山間の宿舎にて西行すれば諸縣郡界の分水嶺に至る其山を無頭子モトコといふ

水俣 驛馬五疋○甲救より凡七里

同國北諸縣郡高城村山之口鐵道驛北半里

大淀川の南源にて衆水會合する處なれを水俣と云ふなり建久圖田帳



殿下(近衛關白家)御領諸縣郡三俣院田七百町とある是なり  
驛趾未詳なれど高城其中央に當るを以て此地に定む近來郡の北部に  
高城山口三股の三村を建つ故に三股鐵道驛と高城の南二里餘を隔つ

島津 驛馬五疋○水俣より凡三里

同國同郡都城町 霧島山西岳の下  
鐵道停車場

高千穂宮の遺墟にて大湖水ありし地とて都島と云ふ其後平地となり  
島津と稱す保延中より近衛關白家の所領地となる圖田帳に島津院三  
百町とあり日向守惟宗忠久其莊務を司り子孫世襲して島津氏を稱す  
南北朝戰亂の際に城壘を築きてより都城と名づけたり

福山 驛馬五疋○島津より凡六里

大隅國噲唵福山町原伏新補

噲於郡と明治二十九年始良郡に合せらる今の噲於郡と南諸縣の變稱  
○福山と櫻島の北陰なる内海の濱なり西北三里にて大隅國府に至る

支路第一 太宰府より豊前國府に至る

伏見 驛馬五疋○太宰府より凡三里

筑前國穗波郡山口村穗波嘉麻合郡し嘉穗郡

驛趾未詳なれど宰府より九州國道に出づる通路とて此地に定む

網別 驛馬五疋○伏見より凡四里

同國嘉麻郡網分村(網別郷)國道飯塚町東二里許

田河 驛馬五疋○網別より凡四里

豊前國田河郡伊田村香春町西南一里

伊田川と彦山より出て北流して遠賀川に入る田河郡名の起りしもの  
天平十二年廣嗣の亂に多胡古麻呂率兵從田河道往とある是道なり  
○豊前國府へ凡五里按第一支路計十七里なれど豊前國府より去府日數  
上二日とあるとあたれり下一日といかゞ



支路第一 筑前永丘驛より豊後國府に至る

永丘 驛馬五疋○太宰府より凡三里

筑前國御笠郡永岡村本道西路第一驛

隈崎 驛馬五疋○永丘より凡三里

同國夜須郡長者町上座下座夜須三郡合同して朝倉郡

驛趾未詳長者と驛長の稱なり諸國驛家の遺名として長者原長者屋敷等の名を傳ふ故に此地に定む西隣は笹隈村あり

廣瀨 驛馬五疋○隈崎より凡四里

同國上座郡宮野村廣瀨郷甘木町東南二里許

齊明紀に七年正月御船西征云々五月居于朝倉廣庭宮七月崩于朝倉宮其宮趾を宮野村田圃中は礎石を存すと云ふ○廣瀨郷の地域さだかならず想ふに廣瀨廣庭同地なるべしニハ處の義なりせも處の義なれを

廣庭ヒロセとよむべし廣瀨廣庭同稱として廣瀨驛を此地に定む

把伎 驛馬五疋○廣瀨より凡三里

同國同郡把木村筑後川北岸よて國道宿舎

石井 驛馬五疋○把伎より凡四里

豊後國日高郡石井村石井郷日田町西一里

高坂 驛馬五疋○石井より凡六里

同國玖珠郡四日市森町の南よて國道宿舎

驛趾未詳なれど市多く驛家の遺稱として此地に定む

由布 驛馬五疋○高坂より凡六里

同國速見郡由布院由布郷由布火山の南麓南北兩邑に分る

○豊後國府へ凡六里



支路第三 肥後豊後の山路を歴て日向への通路

江田 驛馬五疋○既出

肥後國玉名郡江田村(江田郷)本道西路第七驛

蛟楪 驛馬五疋○江田より凡四里

同國山本郡味取村(植木町北一里)

式は蛟高とあり楪の手扇を失ひ高となりしなり楪と把也取也とあり  
水中土中の物など取るに用ゐる地名の別様文字と其例頗多し○蛟と  
ミヅチ蛇の脚あるものミヅチ蛇之靈物の義ミとのみもよむべし

高尾 驛馬五疋○蛟楪より凡五里

同國合志郡大津町(熊本市の東北五里)

驛趾未詳大津の上は高尾原といふ高地あれを此地と定む飽田の平野  
を去りて阿蘇の山地に入る門口なり○原書は高屋とあるを誤寫

二重 驛馬五疋○高尾より凡五里

同國阿蘇郡車返村(永水村と改稱す)

郡界は二重峠あり驛趾未詳なれど車返と嶺東の村舎として此地と定む  
兵部式は肥後國二重牧馬有超群者進上餘充太宰府兵馬及當國他國驛  
傳馬とあり今も内牧外牧の諸村あり○延喜式通行本三重とあるを誤

坂梨 驛馬五疋○二重より凡六里

同國同郡坂梨村(阿蘇神社鎮座せる宮地村東一里)

坂梨峠あり越ゆれば小國谷而して豊後の國界は涉り數里の峻坂とぞ  
通行本は坂本とあるを梨の上半を失ひ從て木も本となりしなり

直入 驛馬五疋○坂梨より凡七里

豊後國直入郡入田町(直入郷)竹田町南半里

本道東路第十一驛三重市へ凡六里是より日向に入り兒湯國府は通行  
するなり



支路第四 肥後大隅日向の山路を経て亦兒湯國府に至る

佐職 驛馬五疋○既出

肥後國葦北郡佐敷村本道西路第十四驛

仁王 驛馬五疋○佐敷より凡五里

同國同郡仁王木村重山中の村舎

當タキ良ラキと同じく王ヲキなり然る王ヲキとよみ難けれを木の字添へたるを武藏の郡名久良クヲキを久良岐と書くと同例なり

大水 驛馬五疋○仁王より凡五里

大隅國菱刈郡大口村薩摩國伊佐郡となる

オホクチをオホソツの轉なるべし此驛より大隅國府へ直路凡七里菱刈郡を天平勝寶中建置して古き一郡なりしが其北部を永祿中薩摩に合せられ後終り別を伊佐郡と稱するに至る近時全部を伊佐郡とす

眞斫 驛馬五疋○大水より凡六里

日向國西諸縣郡眞幸村鐵道驛あり

夷守 驛馬五疋○眞斫より凡五里

同國同郡十日市 小林村に入る小林鐵道驛あり  
舊稱難守南は夷守嶽高く聳ゆ

景行紀は悉平襲國十八年將向京巡狩筑紫國始到夷守時於石瀬河邊人衆聚集乃遣兄夷守弟夷守令視云々とあり夷守兄弟より地名起りしか

野後 驛馬五疋○夷守より凡四里

同國同郡野尻村野尻川と大淀川の源なり

亞耶 驛馬五疋○野後より凡五里

同國東諸縣郡綾村綾川南北兩流亦大淀川の源

此驛より兒湯國府へと東北行凡六里

支路四



別路第一 二島路

磐瀬 驛馬五疋○太宰府より凡二里

筑前國那珂郡別所村筑紫郡岩戸村

齊明紀よ七年三月御船至干那大津居磐瀬行宮改名曰長津とあり長と那珂よて長津と今の博多津に當る宮趾未詳なれど宰府の西に岩戸と稱する一區域の地あり磐瀬の轉訛なるべし別所も其中よて近來八邑合同し岩戸村を建つ

額田 驛馬五疋○磐瀬より凡四里

同國早良郡野方村姪濱南一里壹岐村

比喜 驛馬五疋○額田より凡四里

同國怡土郡前原村 怡土志摩合郡して糸島郡

萬葉集十五引津亭船舶之時作歌よ可也能山邊云々とあり可也山後よ

親山と呼ぶ志摩郡の主山よて其形より筑紫富士と稱す志摩を其名の如く島地よて陸地との間よ舟泊の處あり即引津よて比喜なり式よ比喜とあると誤字○前原と馬屋原よて驛家なり海峽の南岸なれど此峽間埋れて後世と地つゞきとなれり

深江 驛馬五疋○比喜より凡三里

同國同郡深江村

佐尉 驛馬五疋○深江より凡三里

同國同郡吉井村吉井の古稱サチキよて其古稱なるべし

松浦 驛馬五疋○佐尉より凡四里

肥前國東松浦郡久里村久利郷唐津町南一里松浦川の東岸

驛里ヤクリ但馬備中共に驛里郷あり久里と其上略なり肥前風土記よ栗川あり松浦川の名よて宇佐の驛館川よ同じ上出風土記よ松浦郡驛五所とあれど今此一驛を加ふ驛家を時々廢置あり一定せず



逢鹿 驛馬五疋○松浦より凡三里

同國同郡相賀村唐津町より北二里許

風土記に往昔氣長足姫尊(神功)欲征伐新羅行幸時於此道路有鹿遇之因名遇鹿驛とあれといかゞ日本語ならん鹿遇と申したし

登望 驛馬五疋○逢鹿より凡三里

同國同郡小友村呼子浦の北に接す郡の正北端

風土記に氣長足姫尊到於此處留爲雄裝御臂之柄落於此村因號柄驛と大友小友兩村あり呼子浦と壹岐島への渡津なり

優通 驛馬五疋○登望より海路直徑七里

壹岐島石田郡石田村(石田郷)本島と壹岐石田二郡なりしが

島の南岸よて西に印通寺浦あり是れ優通を取りて寺號とせしなり應神紀に弓月君自百濟來奏曰臣以己國之人夫百二十縣而歸化とあり百濟より航海中途是島に留りし事ありて此名のこれりと覺ゆ弓月と

日本名よて本名を融通なり優通と通す其本名を其まゝ弓月ユヅキとせしなり故に通をツキとよむべし○國府へ凡二里

壹岐國府 壹岐郡海路三日中野村(那賀郷)中野國分住吉等

二島の政廳を島分寺の例に準し島府と申したけれ諸書皆國府とせり又海路を主計式に壹岐三日對馬四日とあれど博多津の航路よて日數少しと覺ゆ十の字を脱せしよや

島分寺 國分村寛文中中野へ移轉現存

延喜式に壹岐島直氏寺定爲島分寺とあり壹岐直イキノアタへの氏寺なり應神の御世に武内宿禰に代りて死せし壹岐直眞根子あり

總社 住吉神社 住吉村鎮座

社傳に神功征韓凱還の日住吉大神此地に祀ると云ふ本郡よて總社八幡として二社あれど府を離る稍遠し本社を府近の大社なれんなり

何周 驛馬五疋○優通より凡五里

同島同郡可須村(可須郷)島の北端よて勝本港と相接す

壹岐



對馬國府 下縣郡海路四日府中 明治後嚴原と改稱

對馬島の南方東岸に臨み壹岐の勝本港より海路直径十二里許  
本島に神功征韓以來其航路の要津として五百年許を歴しが天智の御  
時に至り新羅の命は従はざるを以て防人と烽火とを置きて外寇を豫  
防し天平勝寶よも船一百隻を備へ弘仁よも特は博士譯語等を置く其  
國防は備ふる歴朝かくの如し遂は貞觀よ寛平よ新羅の侵犯となり寛  
仁よも刀伊の寇掠となる其二百五十年後こそ蒙古の襲來なれされど  
外人をして寸地も掠められず用意可仰

島分寺 府中扇原現在舊地を金石といふ天安中燒亡

寛平六年九月新羅賊船來寇守文室善友集郡司士卒戒曰汝等若箭立背  
者以軍法科罪時島分寺僧面均豊國春竹等率弱軍四十人度賊前合力射  
戰賊敗逃去奪船十一艘弓百張云々

總社 海神社 府中清水山鎮座國府八幡と稱す

和多津美本社と上縣郡三根郷鎮座よて府中の北十餘里を阻つ亦神功  
征韓凱還の報賽として齋き祀る御神よて當國一之宮とす總社として  
府中よ分祀せしもの

別路第一 平戸路 國府を歴て平戸島に至る

基肄 驛馬十疋○既出

肥前國基肄郡木山口基肄郷本道西路第二驛

新山 驛馬五疋○基肄より凡五里

同國神崎郡仁比山村神崎町北一里餘○式よ  
切山よ作ると草字誤寫

長者原を驛趾とす○天平勅願と稱する仁比山護國寺あり

佐嘉 驛馬五疋○新山より凡三里

同國佐賀郡駄市河原佐賀市北一里半唐津路  
佐嘉佐賀古今互用

四近を上佐嘉莊といふ近來久池井尼寺諸邑と合同して春日村と稱す

肥前國府 佐嘉郡上一日半久池井村舊稱國分寺  
又稱府中

文明元年一揆蜂起所々放火太宰府兵來着國府屯于尼寺十二月府中兵



錯亂於是府中伽藍盡罹兵火とありて國衙燒亡其跡を存せずと云ふ  
 和名抄は國府小城郡とあり豊前肥後の例もやと思へども舊趾と認む  
 べき處其郡中よなしとぞ按ふ小城郡川上郷と今の佐賀郡川上村なり  
 といふさらむ佐嘉川を郡界として河西之小城郡なりしならん其川の  
 轉流は因り久池井と河東となりしか是れ國府の遷徙はあらで郡域の  
 變易なり伊呂波字類抄は佐嘉郡府あり其變轉も中世以後はあらず  
 然共神名帳なる佐嘉郡與止日女神社と現は川上村鎮座の一宮淀姫明  
 神なれを郡域の變易とも説く可らざるは似たり熟考ふるは此御神の  
 舊社もと河東に在りしを後今この地は遷座せられし者よとあらぬか  
 肥前風土記は佐嘉郡郡西有佐嘉川其源出郡北山南流入海云々此川上  
 有名神名曰世田姫云々とあり世田ヨダ與止ヨド同神よましますと論  
 なけん肥の文を見るは川上とと上流の謂はして川上村とも定め難く  
 上流河東の梅野松瀬あたりなるべし正應五年淀姫神社改造進狀は  
 木宮四町とあり所在不明と聞く本宮の誤寫よて舊社地よとあらぬか  
 貞觀初本社授位の事みゆ河西遷座以後と思はる如何せん實蹟せざる  
 處よて流石臆斷家も聊躊躇するなり○又按ふ此御神の與止姫なるを  
 御社號よて著し今と祭神豊玉姫命とす又空津比賣とも或も豊姫とし  
 八幡宗廟之叔母神功皇后之妹也などの説も見ゆ祭神既よ今古の異同  
 あり其社地の異動も亦推して量るべきなり八幡を云爲するも貞觀中

行教法師より其説盛よ行る信じ難きふしくあり此事別よ云ふべし

國分寺 文明元年府中兵火國分寺亦燒亡尼寺と村名現存 佐嘉川の東岸

總社 久池井の北は總座の名あり即社趾

高來 驛馬五疋○佐嘉より凡四里

同國小城郡多久村(高來郷)四村は分れ別府を驛趾とす 小城町北一里唐津伊萬里岐路

磐氷 驛馬五疋○高來より凡六里

同國西松浦郡伊萬里町伊萬里灣の南隅

驛趾未詳なれど伊萬里の本稱イマノサトなるべけれをイマをイハヒ  
 の急呼として此地は定む有名なる陶磁器製産地なり

賀周 驛馬五疋○磐氷より凡六里

同國北松浦郡志佐村御厨東一里餘



肥前風土記に松浦郡賀周里。在郡西北。昔者土蜘蛛居此。纏向日代宮御宇天皇(景行)西巡。遣大屋田子。誅之時。煙霧四合。不辨咫尺。因曰霞里。今謂賀周訛也。とあれど其地さだかならず。今地勢と里程とを以て此地に定む。

大村オホムラ 驛馬五疋○賀周より凡五里

同國北松浦郡平戸町(庇羅郷)郡西の巨島

風土記に大家島。在郡西。昔者同天皇巡幸之時。有土蜘蛛。拒命。勅誅滅之。自爾以來。白水郎等。就此島。造家居之。因曰大家島。とある。と平戸島なり。遣唐使船と平戸島より開帆するなり。故に貞觀十八年三月。木宰相在原行平。起請二事。其二曰。令肥前國松浦郡。庇羅。值嘉兩郷。更建二郡。置值嘉島。件二郷。地勢曠遠。戶口殷阜。加之地居海中。大唐新羅人來者。本朝入唐使等。莫不經歷此地。去貞觀十一年。新羅人掠奪貢船。其賊曰。經件島來。以此觀之。此地是當國樞轄之地。宜擇令長。以慎防禦。許之。とあり。值嘉郷と今の五島かゝる必要ありて。肥前國府より一路を通じ。五驛を置れしなり。肥前驛家と兵部式所載十五所。よて固より郡名を擧げず。風土記と十八驛。毎郡の下。驛幾所とあれど。其名を記したる。松浦郡の逢鹿。登壇の二驛のみ。驛家の廢置と時々變更あるものよて。和銅と延喜と。其間二百年。變遷相合はざると云ふまでも無けん。

別路第三 島原路 高來驛より岐れ島原より到り又肥後を通ず

杵島キジマ 驛馬五疋○高來より凡五里

肥前國杵島郡北方村(杵島郷)武雄町の東北二里許

驛趾未詳なれど杵島郷を東西南北に分ち其北方と思へ此地に定む

鹽田シホタ 驛馬五疋○杵島より凡五里

同國藤津郡鹽田村(鹽田郷)鹽田川あり筑紫内海有明灣に注ぎ入る

新分ニヒ 驛馬五疋○鹽田より凡五里

同國北高來郡新田村ニヒ 黒新田といふ多良嶽の南麓湯江村よ入る

船越フネゴシ 驛馬五疋○新分より凡四里

同國同郡船越村フネゴシ 諫早町南真津山村○兩地の間より互り入江ありしかを此名あり



野鳥 驛馬五疋○船越より凡五里

同國南高來郡千々石村(野鳥郷)島原半島西岸

驛趾未詳なれども村北は野鳥坂あり又此邊は長者屋敷の名も傳ふと云ふ故に此地は定む○海上を千々石灘と呼べり  
此驛次之何の用ありて設けられしと云ふよ上の平戸島と同じく邊警告急のため其一證

天慶八年六月太宰府言管肥前國高來郡肥最崎警固所今月五日解狀大唐吳越船壹艘勝載參阡解乘人一百八件船自南海俄走來警固兵士以十三艘追船留肥最崎港島浦所司差使者問所送牒狀云々儘加實檢所申有實仍副彼牒狀者言上如件

肥最崎ヒノホサキ其處を知らざれば半島西南端なる口之津なるべし其岬端を早崎といふ天草島と瀬詰海峡を夾む即筑紫内海の門口なり後の事ながら寛永中天草一揆の時兇徒の方より口之津の南岸上は城壘を構へ日江城と稱せしとぞヒノエとヒノホサキの遺名より出でしならんと覺ゆ○千々石口之津相距る凡七里  
○此一路は肥後國府へも又告急の料として驛次の必要あれを左の三驛を置けり

山田 驛馬五疋○船越より凡五里  
野鳥より凡四里

同國同郡山田村(山田郷)同半島北岸

高來郡之地勢を南北に分つ南部は島原半島なり兩地の地峽を愛津といふ此地より東は岐れて支路を通ず即本驛なり

高來 驛馬五疋○山田より凡六里

同國同郡島原湊町(高來郷)同半島東岸にて内海を隔て肥後と東西相對ふ○新補

肥前風土記に昔者纏向日代宮御宇天皇(景行)在肥後國玉名郡長渚濱之行宮覽此郡山曰彼山之形似於別島屬陸之山歟別居之島歟仍勅大野宿禰造看之爰有人來曰僕此山神名高來津彦聞天皇使之來奉迎而已因曰高來郡とあり其山を高來峯と云ふ今の温泉岳なり○上の高來とタクと訓めども此郡を和名抄は多加久と註せり山神高來津彦より出でしもの山高きが故に此名ありとすれはタクと其稱異なるべし  
兩肥の通路として山田長崎兩間は一驛なる可らず故に此驛を補ふ水驛なれを式よと記せざりしと覺ゆ他も其例あり



長崎 驛馬五疋○高來より海路直徑七里

肥後國飽田郡船津村(水門郷)熊本市西三里

船津の岬角を長崎といふ○本道西路蠶養驛を見よ  
按よ越後よ水門驛あり今の直江津よて船舶出入の處なり此地も亦兩  
肥を連接する必要の港門なれ水門なると論なけん奮説よ水門郷の  
所在と詳ならずとあると此地の水驛なるよ心つかざりしよ坐せるな  
るべし

出羽路

東山道の中路よ屬し陸前の小野驛より分れて出羽よ入り  
國府を歴て秋田城よ至る驛次なり○別路 雄勝路

小野 驛馬十五疋○陸奥國府より凡十里

陸前國柴田郡小野宿(小野郷)既出

當驛馬數と式よ十疋(既出)次驛最上よと十五疋なり中間よ山路を夾む  
處と前後驛同數なるを例とす故よ五を脱したるとし補ふ(上卷失念)

○有也無也關 陸羽の國界よて笹屋峠嶺西關澤村關趾とす

ムヤムヤモヤモヤフヤフヤなど唱へて所傳一定せず蓋し奥東の土音  
より種々よ聞えしもの其建置年代之未詳なれども永久百首よイナム  
ヤ關とあるを同處とすれ心前九年後三年兩役の時など設けられしも  
のよぞあるべき文治の役よ大關山といへるも此處なり

最上 驛馬十五疋○小野より凡十里

羽前國南村山郡前田村(最上郷)山形市の東よて  
瀧山村よ入る

和銅五年十月割陸奥國置賜最上二郡屬出羽國それより百七十年の後

出羽路



仁和二年十一月最上郡北部六郷を分ち村山郡を置く南北朝の末最上氏合せ最上一郡とせしが文祿中又二郡に分てり然共其本末を差へて北部を最上とし南部を村山とす是れ村山郡と最上郷と記す所以なり和名抄最上郷山方郷並舉ぐ山形市を山方郷と充つべしされど笹屋峠より山形市へ出づると只一路のみ故に驛趾未詳なれども市の東なる前田を馬屋田の轉稱とし且最上郷の舊域として此地を定む

村山 驛馬十疋○最上より凡六里

同國北村山郡郡山村(村山郷)小田島村へ入る  
楯岡町南一里餘

佐藝 驛馬四疋○村山より凡五里  
舟十隻

同國同郡大石田町 尾花澤町西一里許  
奥羽線の鐵道驛

出羽の驛路と此驛より最上川を舟にて來往するなり水程十六里にて莊内の平野へ出て飽海驛に達す一日程なり風雨等の防げあれは四五日を費し又遡遊よと曳舟にて平常と五日程とすといふ  
佐藝水驛の大石田なる地勢上論なきもサキの名を見ず按ず稍下流對岸は川前の地(龜井田)ありカハマへと稱すれども古稱カハサキなら

ん河道は古今の變轉あると其常なり佐藝の此地域なるを知るべし

避翼 驛馬十二疋○佐藝より凡五里  
舟六隻

同國最上郡舟形村 合海町東一里餘  
鐵道停車驛

天平寶字三年出羽國置玉野避翼等六驛とあれど兵部式所載と避翼驛のみ○國道の猿羽根峠サバネと郡界の分水嶺なり舟形と其嶺北にて亦最上川の岸頭なり長者原を驛趾とす○佐藝驛より河運あり此驛と用なきが如しされど流路の異常は備へんため且平戈への急使用をも帶ぶ故に驛馬十二疋舟六隻を置く(別路參見)

飽海 驛馬十疋○避翼より河道凡十里

羽後國飽海郡郡山村(飽海郷)酒田市東二里餘南平田村へ入る  
國府へ最上川を渡りて三里許

飽海田川二郡を總稱して莊内と呼ぶ其東南北三面と鳥海山月山朝日岳等高山峻岳打阻り西と日本海に向ふ平野十餘里最上川其中央を貫きて海へ入る○庄内と大泉の莊内とと通説なりされど北は遊佐莊あり河南も楯引莊あり三莊相並び莊内三郡などの稱呼ありしと覺ゆ大泉と田川郡なり遊佐と飽海郡なり楯引と出羽郡にて足利幕府の末

出羽路



は國と同名を避け櫛引郡と稱す寛文中此郡を田川と合せたれを出羽郡と名實共失ひ莊内二郡となれり明治に至り羽前羽後を分ち最上川を經界とせしと地勢適はず

出羽國府 出羽郡 上四十七日下二十四日 藤島村 鶴岡市の海路五十二日 東北三里

和銅建國の時之國衙を藤島に置く百年許を歴て井上郷(廣野)に移し又八十餘年として舊府を復り五百年を傳へ南北朝の末は國府亡ぶ  
○大化三年越國造淳足柵明年治磐船柵其後十年更築出羽柵○磐船以北の海口に盡く出羽柵と其山端の黒森に築かれ戌兵を屯在せしめ蝦狄に備ふ黒森と伊底波(蝦語)の神の鎮る處なれを二字に約めて出羽とす爾來三四十年間は秋族漸く服從し内地より移民も多きを加へたれ和銅元年九月其地は郡制を敷き建てし出羽郡とす軍政と民政と分れ郡家を藤島(古郡)に置く明年諸國を令して兵器を出羽柵に運輸せしむ五年九月遂は出羽國を建つ太政官の奏議は曰く  
建國辟境武功所貴設官撫民文教所崇其北道蝦狄遠憑嶮實縱狂心屢驚邊境自官軍電擊凶賊霧消秋部晏然皇民無擾便乘時機遂置一國式樹司宰永鎮百姓制可  
されど一郡一國の制なければ十月陸奥の置賜最上二郡を割き三郡の

國とす己丑建國丁酉割郡其間七日此國之日本海に沿ひ越後つゞき處よて奏議はも北道とある如く北陸道に屬すべきも陸奥より二郡加へられたるより東山道に屬せられ國衙と出羽郡家を置きしなり  
靈龜二年九月中納言巨勢麻呂言建出羽國已經數年吏民稀少秋徒未馴其地膏腴田野廣寬請令隨近國民遷於出羽國教諭秋徒兼保地利許之  
先是尾張上野信濃越後四國の民二百戸を出羽に移し是年又信濃上野越前越後四國百姓各百戸を移し置賜最上よりも移民せらる養老元年又四國の民百戸を出羽の柵戸とし三年に至り東海東山北陸三道民二百戸も同じく柵戸に配置せらる軍事は民事は移民の擧かくの如し  
天平五年十二月出羽柵を秋田に遷す是は於て出羽一郡全く民治の下に歸したれを區ちて三郡とす最上川以南を飽海郡と稱せしめ以北を赤川(一名櫛引川)を分界として東郡を出羽郡とす國衙郡家の所在なれむなり西部と海濱は亘り田川郡とす是より伊底波神社と田川郡に屬せり(羽黒を此神に充つると近事にて古書よ見えす)  
田村麻呂の鎮守將軍となるや奏議して國府を同郡井上郷(上原作口)に遷す延暦二十三年なり其地と赤川の最上川に會する東岸(廣野村)に按は渤海國の來聘と養老より起り延暦に盛なり其使船來着の處と多く出羽海岸なり故は待遇と警備とを兼ね海濱近く國府を設けしと覺ゆ  
營國の壯丁一千人を國衙守衛の兵とせしもこれがため(秋田城參見)

出羽路



承和六年十月出羽國言田川郡西濱達府之程五十餘里本自無石而從八月三日霖雨無止雷電鬩聲經十餘日乃見晴天時向海畔自然隕石其數不少云々西濱と黒森山陰よて廣野よ至る二里許なれ古程五十餘里とあるよ合ふ(互原誤五次よ迫府六里とあるを見よ)

嘉祥四年十月地震よ遭ひしが三十七年を歴て府舎埋没の恐ありとて最上郡よ移轉せんと奏議せしかど許されず其奏狀官符之左の如し  
仁和二年出羽守坂上茂樹言國府在出羽郡井上地即是去延曆中陸奥守小野岑守據大將軍坂上田村磨論奏所建也嘉祥四年地大震動形勢變改既成雲泥加之海水漲移迫府六里許大川崩壞去隍一町餘兩端受害無力隄塞埋没之期在於旦暮望請遷建最上郡大山郷保實士野據其險固避此危殆者(保實士野之尾花澤の北なる牛房野なるべし)

三年五月官符 避水遷府之議雖得其宜去中出外之謀未見其便何者最上郡在國南邊有山而隔自河而通夏水浮舟纔有運漕之利寒風結凍曾無向路之期况復秋田雄勝相去已遙烽候不接又舉納秋饗國司上下必有分頭入部率衆赴城若沿水而進泝水而還有徵發之煩更倍於尋常運送之費將加於黎庶云々以此論之南遷之事難可聽許須擇舊府近側高敞之地開月遷造不妨農務用其舊材勿勞新採

是よ於て和銅の舊府なる藤島よ復移したり前九年の役よ出羽守藤原齊頼が府兵を率ひて征討よ加りし事あり此府之後世まで現存せしが

鎌倉幕府の初め武藤景頼を出羽守護として田川郡大泉莊よ居らしむ居館を大寶寺(鶴岡市)よ建て州事を司る此時羽黒山の修驗者甚勢力を振へむ其別當職を兼ね大寶寺氏を稱すされど國衙よて在廳官人猶居りしなり南北朝の戦亂よ十三世出羽守政氏(法名淨雄)最上氏よ對抗せんがため國務一切を大寶寺城よ移して同府亡ぶ  
出羽郡と稱引と改稱して名實遂よ失ひしと上よ云ふ如し大寶寺氏十九世義氏(光安)よ至り暴威を振び天正十五年よ越後の上杉よ滅さる坂田澆と最上川海口の南岸よて當國海路の發着地なり永祿以後河道の變轉よて北岸よ移り文字も酒田と改めたり

### 國分寺 所在未詳

承和四年六月出羽守小野宗成言國分二寺奉造佛菩薩像并寫得雜經四千餘卷並令附官帳不紛失とあれむ此時僧寺尼寺共よ井上府側よ在りしなり其後十六年を歴て嘉祥の地震よ遭ひ堂塔破壊し仁和遷府の後と大寶寺を祈禱道場よ充てしと覺ゆ寺傳よ大寶年間造立と開基と道昭泰澄兩僧の中ならん後世と寺なく鶴岡市外よ地名あるのみ  
○山形市宮町よ國分寺あり山形を府中と稱するより考ふれむ延文元年足利將軍其族斯波兼頼を出羽探題として山形城よ居らしめ最上氏を稱す大寶寺政氏と出羽守護を争ひ兼頼當時の權勢を以て山形を出羽

出羽路



國府とし併せて國分寺も建立せしならん天平の舊制よとあらじ

總社 六所權現 藤島村鎮座

社傳よ大物忌小物忌月山遊賀由豆佐咩伊底波の六柱を祀ると此六神と神名帳所載出羽國九座の中莊内三郡よて齋くもの○秋田市之慶長築城の地當初總社云々の記事あると郡の總社なるべし

遊佐 驛馬十疋○飽海より凡四里

羽後國飽海郡遊佐町(遊佐郷)酒田市北三里

中世遊佐莊と稱す大寶寺の代官遊佐繁之が子孫世襲して勢力を振ひ遊佐郡とさへ稱するよ至りしも文正中主家よ滅さる此地より北海濱之海沙風飛して行路甚艱む吹浦と稱す其浦を過ぐれば鳥海山の餘脈切斷する處よて峻崖なり海上の孤島を飛島といふ

蚶方 驛馬十二疋○遊佐より凡七里

同國由利郡鹽越村象潟町と稱す

東海岸の松島と并稱されし景勝地よて海灣方一里許よ九十九島あり

といふ文化元年六月の大地震よ全く平地となる○蚶キサ赤貝の古名

由利 驛馬十二疋○蚶方より凡六里

同國同郡本莊町(由利郷)

寶龜十一年八月敕曰秋田城者前代將相僉議所建也云々由利柵居賊之要害承秋田之道亦宜遣兵相助防禦とあり北海濱より秋田よ至る要地よして陸奥より進む雄勝城と東西相待ちて北狄を抑制せし處鎮守府將軍秀衡その臣多田維平を由利郷よ居らしむ維平勢威を振ひ由利郡を稱せしより今日まで由利郡ととなれり本莊之由利莊の本居由利之和名抄よ飽海郡の一郷とすれどそと錯簡なり次の河邊郡首よ置くべきもの上よいふ如く鳥海山脈を以て南北の地勢を限れるをや

野後 驛馬十疋○由利より凡八里  
舟五隻

同國同郡萱澤村(御物川南岸)  
大正寺村

驛趾未詳されど由利驛より河邊府よ入り而して秋田よ來往する驛次なれを本莊より海岸を去り山路八里を横斷して御物川の河岸よ至るべきなり萱澤其岸邊よあれを此地を野後驛と定む御物川の下流よと

出羽路



左右沼澤多しと云へど葦澤沼ありて野後と沼尻ヌシリなり  
兵部式驛家の下は船敷を記したるは出羽四驛と越後一驛とのみ其船  
皆河舟よて海わたるものよあらず

石谷

驛馬七疋○野後より凡五里  
舟五隻

同國河邊郡石田村御物川北岸

本書白谷とあるは石谷の誤寫よて草體より誤れるは越中も其例あり  
石谷をインダニとよみ石田となりしなり此驛より秋田城へ五里餘  
○河邊府趾と豊島よて石田の北二里國道は當り和田鐵道驛の南は接す  
此府と延曆末は置き弘仁の初また秋田は復る僅々八年次條を見よ

○秋田城 南秋田郡寺内村遺趾現在

古城山と云ふ  
秋田市北一里

天平五年十二月遷出羽柵於秋田村高清水岡又於雄勝村建部居民焉○  
同九年正月陸奥出羽按察使大野東人言從陸奥國達出羽柵道不經男勝  
行程迂遠請徑男勝以通直路許之部原作郡徑原作征今改不字亦補  
天平寶字の初は至り高清水の城壘全く成る是は於て出羽柵を改めて  
秋田城と稱せしむ鎮兵を置き將軍時駐在すれは軍府とも稱す此城  
一名企治キチ陸奥の伊治イヂと同じく夷語よて其義を詳せず

寶龜六年十月出羽國言蝦賊猶未平殄秋田難保河邊易治請三年之間備  
鎮兵一千且鎮要害且遷軍府とあれど遷府之實施せられず同十一年は  
至り鎮秋將軍安倍家麻呂上陳曰城下浮囚言已等據憑官威久居城下今  
秋田城遂永所棄歟依舊還保乎者報曰夫秋田城者前代將相僉議所建也  
御敵保民久經歲序一旦舉而棄之甚非善計遣軍士爲之鎮宜存此情具言  
彼此利害とありされど秋田城守り難きを以て二十餘年の後は遂は  
軍府を河邊に移されたり軍府本書作國府事理不適故改  
延曆二十三年十二月出羽國言秋田城建置以來四十餘年土地燒燬不宜  
五穀加以孤居北隅無隣相救伏望永從停廢保河邊府者報曰宜停城爲郡  
不論土人浪人以住彼城者編附焉これより秋田郡となり城を停めらる  
此後六年陸奥爾薩體蝦夷叛く二戸郡征夷將軍文室綿麻呂これを征す  
出羽守大伴今人秋田浮囚二百人を率る鹿角路より出で直は賊の巢窟  
を衝き平定の功を奏したり是は於て秋田城を興復し征狄所とし鎮兵  
四百人を備へ出羽介を以て城司を兼ねしむ故は城介とも稱するなり  
弘仁三年鎮守府官制を定められしと同時に覺ゆ  
天長七年正月秋田地大震城廓官舎並四天王寺佛像堂塔悉顛倒城内屋  
仆死損百餘人地之割辟甚多大河涸盡流細如溝とあれど城舎再修され  
五十年を歴て秋田夷俘等怒る事あり嘯聚して城壘を燒く出羽守藤原  
保則鎮守將軍小野春風等來り討つ外は武威を示し内は慰撫を事とせ

出羽路



しか心夷俘悉く服従す是を元慶の亂といふ保則乃城塹を補修し更  
 鎮兵を置く兵部式より出羽鎮兵六百五十人其中二百人雄勝城より分置し  
 國府の兵士一千人と并せ一府二城の兵と稱せり  
 其後平維茂繁茂父子相繼ぎ出羽介に任せしか心子孫世襲して城司と  
 なり城氏を稱するに至る玄孫長茂及び壽永の亂に亡ぶ○鎌倉幕府  
 の初め安達景盛を秋田城介とす六世にして北條氏と共に滅ぶ城郭廢  
 絶之此時なりと覺ゆ南北朝の末に安東太麻季といふもの湊城土崎に  
 據りて秋田城介を稱せしが九世相傳へ慶長に至り常陸に移さる  
 古城山と御物川一名秋田川の東岸より高さ六七尺の小丘なり丘上  
 勅使館と稱する遺墟あり又其東丘より古四王社あり大彦命(孝元皇子)を  
 祀れる御社より越王を正字とす皇子より王と申すと開化帝の彦坐王を  
 始とす(紀記共同)彦坐王と丹波の賊を誅して丹波道主と稱す大彦命も  
 高志道鎮定の功あれを越王と稱せしなり兩王同時代なれを共より王と  
 申しと論なしされど大彦命の足蹟と越後古志郡あたり迄なるべし  
 越の地の次第より北より擴るより從ひ其到る處より越王の祠を建てしと覺ゆ  
 最終の秋田城より其祀を存せしを尊き國家鎮護外敵關伏の新勝場とて  
 四天王寺を建てし後彼此混同して古四王の文字を用ひしならん四天  
 王寺と天長の地震より破壊し其中の東門院のみ後世より遺り古四王社と  
 院の守護する所なりき村名の寺内にも其境内なるよりの稱とぞ

### 別路 雄勝路

天平寶字三年九月始置出羽國玉野避翼平戈横河雄勝并

陸奥國嶺基等驛家中路色麻驛の條下は嶺基を  
同十四年と記せしと誤書

先是天平五年出羽柵を秋田村より遷し又雄勝村より部を建て民を置く  
 部とと部曲なり(原誤作郡)因て多賀城より雄勝を経て秋田より來往すべ  
 き直路を開かんとする議あり(上出)其行程色麻柵より玉野に至る八十  
 里山路峻嶒といへど人馬の往還甚しき艱難なし玉野より比羅保許山  
 に至るも八十里地勢大率平坦にして危峻ならず比羅保許より雄勝に  
 至る五十里亦平地にて計二百一里今程約五十里其中間より兩河あり  
 水漲れ舟を依る此計畫たもて九年四月鎮守將軍大野東人兵六千人  
 を率ゐ木を伐り谷を填め新道を造りつゝ比羅保許に至れを雄勝の夷  
 俘等出て迎へ竟り目的を遂げ雄勝路通じたり其後二十三年を歴て是  
 年玉野等の驛家を置き交通の便を供せられしなりされど兵部式より  
 避翼の他に載せられず想ふに其廢止は弘仁二年陸奥海道十驛を廢せ  
 られし前後なるべし史の缺けて傳へらざるを如何とせん因て舊驛を  
 次第して其路次を示すべし驛馬未詳なれを省きぬ

### 出羽路



色麻 陸前國賀美郡四竈村中路既出

多賀國府より此驛に至る凡十里

嶺基 同國同郡輕井澤村色麻より凡八里

驛趾未詳なれど四竈より國界の分水嶺を踰えて出羽に出づると此一路のみ其嶺下は此村居あれを嶺基驛と定む其嶺を銀山越といふ

玉野 羽前國北村山郡原田村嶺基より凡五里

玉野原と稱する方二里許の平地あり近來野中なる原田柳渡戸等の村落を合せて新玉野村を建てたり尾花澤の東南二里此地域と出羽國府の條下と云ひし大山郷にて正北なる翁ヶ峯の麓を牛房野とす天平九年大野東人の新道を開かんとするに色麻柳より即日出羽大室寨に至るとあると柳渡戸あたりか寨趾未詳なり本書に大室驛とあり寨を築と誤視して馬扁を添へしもの實態の勅は曰く如聞出羽國大室寨等是亦賊之要害也とあり道路も出來ざる以前は驛あるべき理なし

避翼 同國最上郡船形村玉野より凡五里

兵部式此驛のみ載せあると上と云ふが如し

助川 同國同郡金山村避翼より凡六里

常陸風土記多賀郡助川の條に姓曰須介とあり此地亦姓川ありサケカハと云へど古稱スケカハと覺ゆ其水之比羅保許山より出で屋川といふ下流鹽根川と會流の處を姓延と云ふ金山と有屋川の南岸あり

平戈 羽後國雄勝郡役内村助川より凡六里

驛趾未詳○按金山より及位ノヅキ峠を上下して院内横堀を通ずる今道と正保中の開鑿懸り古道と有屋川に沿ひ東に迂回して分水嶺に至る是れ比羅保許山なり嶺北又役内川は順ひて下り横堀は出づ其路程と里數を加ふるも山路甚しき峻難なしとぞ天平奏議に地勢平坦無有危險とあるを見るべし役内川の源流は白宮内ウスケナイと云ふ民居あり此地こそ平戈驛趾ならめと役内村と記したるなり(秋宮村)

横河 同國同郡横堀村平戈より凡四里

御物川の東岸にて鐵道驛あり○天平開道議は兩河水漲とあると院内役内兩河にて其合流以下を後世御物川と云ふ本稱と仙北川

雄勝 同國同郡郡山村(雄勝郷)横河より凡五里

出羽路



天平紀雄勝村。寶字三年建雄勝郡置雄勝驛。○御物川の西よて高尾田足田等と合村して新成アラナリと稱す湯澤町西二里

○雄勝城 雄勝郡高尾田村

此城一名を答合タカホと謂ふ夷語よて其意を知らず高尾其轉訛なり天平五年建部居民上出天平寶字二年十二月徵發坂東騎兵鎮兵役夫及夷俘造陸奥國桃生城出羽國雄勝城明年九月遷坂東七國并越前能登越後等浮浪二千人爲雄勝柵戸又割坂東所送軍器以貯桃生雄勝二城四年正月勅曰先帝數降明詔造雄勝城其事難成前將既困然今鎮守將軍藤原朝繼等教導荒夷馴從皇化不勞一戰造成既畢眷言惟績理應褒昇此城之陸奥より入りて羽北の蝦狄を備ふる要害よして出羽國府より進む由利柵と互に相牽制する者されど秋田城既よ建ちし後之其後拒として存置せしが弘仁以後軍事久しく絶え鎮戍の設備も等閑となり從て驛路も停められしと覺ゆ其六十五年の後よ至り元慶の亂起れり其奏よ曰く雄勝城承十道之衝國之要害尤在此地乃以山北三郡不動毅給郡内及浮囚慰諭其意令相勵勉云々亂平くの後鎮兵を置く上出此亂よ出羽椽清原令望功勳あれ心子孫土着し山本郡金澤よ居て山北浮囚長となる基光光方光頼三世相繼ぎ勢威の金澤よ歸してより雄勝城の鎮戍と再び廢れぬ○光頼の弟武則前九年の戦功を以て鎮守府將

軍よ任せしが其子姪相聞き金澤城陥る後三年の役是なり

○雄勝城より秋田城よ至る今程二十五里許又雄勝驛より御物川よ沿ひ野後驛よ至ると十五六里されど其間二三驛あるべし諸書所見なし

浮囚 内地浮浪の民を邊境よ移殖屯田せしむる者謂ゆる柵戸キベなり

天平勝寶七年五月大隅國菱刈村浮浪九百三十餘人請建那家許之

天平寶字三年九月遷坂東并越前能登越後等浮浪二千人爲雄勝柵戸

神護景雲三年六月浮浪百姓二千五百人置陸奥國伊治城(浪原宕義回)

寶龜七年九月陸奥國浮囚三百九十五人分配大宰府管内諸國

延曆二十一年正月勅宜發東國浪人四千人以配膽澤城

無貫之人不樂州縣編戶者謂之浮浪人と隋書よ見ゆ我が天智紀造戶籍

斷浮浪又天武紀凡浮浪人其送本土者猶復還到則彼此並科課役とあり

寶字元年四月勅よと如有不孝不恭不友不順者宜配陸奥國桃生柵出羽

國小勝柵以清風俗且捍邊防ともあり此四不者も亦浮浪の徒なるべし

夷俘 夷族の皇化よ歸服し農漁よ從事するもの謂ゆる柵養キカフなり

景行紀よ夷會献地請罪清寧紀よ蝦夷請内附欽明紀よ蝦夷率衆歸降又

敏達紀よと臣等蝦夷子々孫々用清明心奉事天闕皇極紀よ越邊境蝦夷

數千内附天武紀よ越蝦夷請俘人七千戸爲一郡許之など是れ夷俘なり

浮囚と夷俘と之人種上よて華夷の區別ある事かくの如し浮と浮浪の略



水扁より従ふべし流謫の處置なれを囚と云ふなり延曆中陸奥浮囚妻女  
 四人不改野心往還賊地因配之士佐國是れ其證なり○夷俘之人扁よりして  
 捕敵曰俘とあり國外人より用ゐる字面神功紀より新羅俘人トリコと見ゆ  
 秋田建郡の條より土人浪人編附とあり土人と夷俘よりして浪人と浮囚なり  
 弘仁の役秋田浮囚三百人元慶の亂秋田夷俘怒而反以て兩者を證すべし  
 安倍氏六郡浮囚長清原氏山北浮囚長共より夷族の頭目よてとあらず  
 上野國碓氷多胡綠野三郡各浮囚郷あり和名抄共より水扁なるを正字なる  
 播磨國賀茂郡美養郡より夷俘郷あり景行紀より蝦夷本有獸心云々乃放諸  
 播磨讚岐等國とあれを夷俘の住處たる著し但周防國吉敷郡の俘囚郷と  
 夷俘郷の誤書とすべし雄略紀吉備尾代率蝦夷五百征新羅途而聚結侵寇  
 尾代擊蝦夷斬之娑婆水門とある娑婆と周防の佐波郡なり其夷人中降服  
 せし者を留め置きし土地とて此國より夷俘郷あると論なけん  
 浮囚ウカレベ夷俘エゾとよむべしエミシ轉エビス約エゾ東北地方よと  
 舊くよりエゾの稱ありしならん其上國人の言語より上りしと前九後三の  
 戰餘よりと思へり○天智天武兩紀より浮浪をウカレビトと旁訓せり按よ  
 ヒト轉フト又轉ヘエホウ是等後世の俗訛と云とんも五音相通と上世よ  
 も既より多きをや故よりウカレビトをウカレベとす都曲よも通せん  
 浮俘兩者古書一様より人扁より書きたると此區別よ心づかざりし過ちなり  
 されど余も當初俘とのみ思ひ中路山道の條より一様よしたりき謹謝不念

伊勢路 中路 ○東海道鈴鹿驛より南より岐れて  
 神宮參詣而して志摩國府より至る

鈴鹿 驛馬二十疋 ○既出

伊勢國鈴鹿郡關町 古厩を驛趾とす

市村 驛馬八疋 ○鈴鹿より凡五里

同國安濃郡妙法寺村 津市西北一里  
 村主村より入る

大市神社鎮座また大市山妙法寺あり故より村名とす市村と大市村の略  
 本郡并よ次の二郡和名抄各驛家郷ありされど高山寺本不載因より記入  
 せず

飯高 驛馬八疋 ○市村より凡五里

同國飯高郡大津村 松坂町東南半里  
 神戶村より入る

舊稱を麻生里ヲフサトといふ大和物語よをふさのうまやといふ所と  
 海邊よなんありけるとあり本書をふさとのとを脱したるなり



大神宮儀式帳神堺四至の條、伊勢國飯高下樋小河、此稱神之遠堺、常入參大神宮、驛使鈴口塞、延喜式神祇凡驛使入大神宮、堺者到于飯高郡下樋小河、止鈴聲、とあり、下樋小河と松坂の東南を遶る町屋川の舊稱、其北岸、鈴止森ありしが、近來岸江矢川等合同して鈴止村を建つ、又南岸を新、神戶村を建て、大津其中の一邑となる、古時驛使の參入と北岸、よて鈴聲を止め而して下樋橋を渡り飯高驛入りしなり

度會 驛馬八疋○飯高より凡五里

同國度會郡川崎町(箕曲郷)山田市北部

大和物語上のつゞき「みのわのうまや」と見ゆ、即度會驛なり、此驛より内宮へ二里許、外宮へ半里許○以下二驛と志摩路、よて小路なり

鴨部 驛馬四疋○度會より凡四里

志摩國答志郡船津村(鳥羽町南半里)加茂村となる

村、賀茂明神ませり、故に船津岩倉松尾等加茂五郷と總稱せしが、近來合せて加茂村と改む○此驛より右山路に入る青峰の西腹なり

磯部 驛馬四疋○鴨部より凡四里

同國同郡磯部村(伊雜郷)上之郷沓掛を驛趾とす

大神宮儀式帳、伊雜宮一院、稱天照大神遙宮、御形鏡坐、在志摩國答志郡伊雜村、大神宮相去八十三里○インベとイサハへの急呼なり

志摩國府 英虞郡(上六日)國府村(東西海岸より安乘崎南一里)

府趾未詳、海濱に國府コフの松原あり、後世答志郡に入る磯部へ三里許、志摩もと三郡なりしが、佐藤郡夙く失ひ、英虞答志二郡となり、近時又合せられて志摩郡となる、佐渡安房壹岐と同じく一國一郡

國分寺 國府村現在

大同四年閏二月、始遷志摩國國分二寺、僧尼安置、伊勢國國分寺とあり、其復歸したると何年なりや、史かけて傳へず、今の堂舎と天保中建立

總社 伊射波神社(當國一之宮)

一宮を總社と充つると諸國其例多し○大神宮遙宮として之、伊雜宮と稱し、國人崇敬として之、伊射波神社と稱し、同神とましませり



美作路 小路 ○大路大市驛より西北より入り美作國府に至る

大市 驛馬二十疋 ○既出

播磨國揖保郡大市村播磨國府より凡三里

越部 驛馬五疋 ○大市より凡三里

同國同郡市保村(越部郷)十村合同越部村

安間紀置播磨國越部屯倉播磨風土記揖保郡越部里舊名皇子代里勾宮  
天皇之世爲皇子代造三宅於此村云々後改號越部とあり

中川 驛馬五疋 ○越部より凡四里

同國佐用郡德久村(中川郷)千種川東岸

風土記云々贊容郡中川里有彌加都岐原難波高津宮之世宇奈比賣久波比賣云々所溺之處即號美加都岐とあり身命盡滅の義その溺殺の水之即千種川なり此川の上流を上津川といひ中流を中津川と呼ぶ後世土地

變轉等ありて今の三日月村と川を距る稍遠し故に此地に定む

○此驛より西行して國界の杉坂峠と元弘の變に車駕通御の故蹟なり

英多 驛馬五疋 ○中川より凡七里

美作國英田郡山口村(英多郷)新補 ○倉敷町東一里餘

美作の驛次之上云ふ如く式よ越部中川二驛を載せ當國全く缺く故に今新に英多勝田の二驛を補ふ ○後世英田保と稱し山口は保内の總社あり ○前驛と距離遠き山路にて謂ゆる隨便安置不限里數もの

勝田 驛馬五疋 ○英多より凡三里

同國勝田郡加間田町(勝田郷)同補 ○津山町東三里

勝間田池之萬葉集十六にも見え古き地名なり ○中世勝南勝北に分れ音讀したりしより近時合郡復名したれども勝の字猶音讀して用ゐる

美作國府 苦田郡上七日總社村 府趾幸畑近來建碑

和銅六年四月割備前國英多勝田苦田久米大庭真島六郡始置美作國又貞觀五年五月分苦田郡爲苦東苦西其後更に四條に分れしが近時復舊



して苦田の一郡となり

國分寺 勝田郡河邊村寺跡津山町東一里舊礎尙存今の堂舎近時所造云

天曆二年十二月久米郡法華寺焼亡以道興寺爲替とあり尼寺の蹟として僧寺跡の側よあると道興寺の蹟なるべし郡よ相違あれとなり

總社 總社村龜甲山鎮座社殿と永祿中毛利元就所造數村合同して西苦田村

周匝 驛馬五疋○勝田より凡六里

備前國赤坂郡周匝村(周匝郷)赤坂磐梨合郡

美作より山陽大路よ出づる一路なくをあらすと因て此驛を加ふ此地津山川倉敷川と會流の西岸よ在り下流と東大川(本名和氣川)と稱す舟航と津山よりして西大寺まで十六里を上下す古驛次も舟路よ依りしと覺ゆ○山陽大路よと藤野古驛の西よ出づ(既出)西行すれを珂磨驛と相距る五里餘今道と周匝より町苅田を歴て岡山市よ至る九里許なり

飛驒路 小路 ○山道中路方縣驛より東北よ入り

方縣 驛馬六疋○既出

美濃國方縣郡長良村岐阜市の北長良川北岸

武義 驛馬四疋○方縣より凡六里

同國武儀郡前野村近時合村して安會野と稱す上有知町の西一里

舊稱厩野よて厩野明神ませり即ち武義驛趾なり

加禰 驛馬四疋○武義より凡七里

同國同郡金山村本書加茂今改加禰

寶龜七年十月美濃國言菅田驛與飛驒國大野郡伴有驛相去七十四里巖谷險深行程殊遠其中間量置一驛名曰下留とあり菅田驛趾未詳其七十四里と今程十二里半よ當るべし金山と上留とと十里許なれを菅田驛と神淵村の萬場を其蹟なるべき其後更よ東二里を進め國界よ加禰驛

飛驒路



を建てしと覺ゆ○當國は加茂郡あり武儀郡と飛騨川を分界として相接す禰の略體と茂の草體と相似たれを郡名は涉り彼此混同して加茂と誤寫せしならん金山と加禰山なり

下留シモツトリ 驛馬五疋○加禰より凡七里

飛騨國益田郡湯島村トナシマ 飛騨川の東岸頭下呂温泉場あり

寶龜新置の驛家見上伴有トマリを上中下は分ち二字は約めんため留の字を用ゐしなり下留音讀してゲロと呼び下呂とかくなり

上留カミツトリ 驛馬五疋○下留より凡三里

同國同郡上留村シヤム 萩原町北一里同町に入る

寶龜七年大野郡伴有驛とあると此驛家なり百年許を過ぎ貞觀十二年十二月分大野郡置益田郡とありて上留下留共益田郡に屬せり

石浦イシウラ 驛馬五疋○上留より凡八里

同國大野郡石浦村高山町南一里

飛騨國府 大野郡上十四日 七日町高山町の西に接して石浦と共に大名田村

本國もと美濃國に屬し天智の御時分立すと云ふ當初大野荒城の二郡なりしが貞觀中益田郡を分つ(上出)五百年許の後に至り荒城を吉城と改む姉小路氏が國司となりし時ならんと覺ゆ

○近時高山の北に當り吉城郡廣瀬八日町等二十邑を合せ國府村を建つされど國府移轉の事いかゞ國府宮國府時などいふ名稱より起りしか按建武中興の時姉小路高基卿當國の國司に補せられ世々小島居館に居たり小島之古川町の北にして杉崎といふ此館を國府と云ひしやも知れず又國分尼寺と古川町に遺蹟あり國府コフ國分コクブ稱呼は此區別あり新建の國府村とコクブと唱ふるも疑ひあるなり

國分寺 七日町現在天正中舊趾再建寛政中重修尼寺の趾と吉城郡古川町

總社 七日町鎮座總座の森といふ



甲斐路 小路 ○中路東海道横走驛より北より入りて

横走 驛馬二十疋 ○既出

駿河國駿東郡新橋村 御殿場驛

加古 驛馬五疋 ○横走より凡五里

甲斐國都留郡山中村 本書加古

駿河甲斐の國界は籠坂峠あり籠カコよて嶺北の山中即ち加古驛なり  
山中湖と富士八湖の一よして相模川の源なり又驛西二里なる吉田と  
富士登山の北口とす

河口 驛馬五疋 ○加古より凡五里

同國同郡河口村 御坂嶺南岸

貞觀六年七月甲斐國言富士山忽有暴火熱土鏝石流埋本栖并剗雨水海  
兩海以東亦有水海名曰河口火焰向河口海とあり亦八湖の一なり

禾市 驛馬五疋 ○河口より凡五里

同國八代郡平井村 平井國衙成田等

式は水市とあると誤書なり石禾市の上路よて禾市を正とす石禾郷と  
山梨郡に屬すれども石和川を郡界とし其對岸は市場ありて石禾市と  
呼びしものイサハ石澤よて其イを省きサハイチと呼び文字之禾の字  
を用ひしなり禾本訓アハなれどイシは連呼してサハとなり其石を省  
くも猶サハと呼べり後世ハをワは訛りて文字さへ石和と書く八代郡  
よ入り近時鶴飼村と改稱す

甲斐國府 八代郡 上二十五日 國衙村 甲府市東二里

國分寺 國分村 現在國分橋立等合同國立村

武田氏の時舊墟再興して國分禪寺と稱す

總社 國立明神 國衙村鎮座

甲斐路



上總路 小路 ○海道別路の井上驛より南より入る

井上 驛馬十疋○既出

下總國千葉郡千葉町下總國府より七里

大前 驛馬五里○井上より凡三里

上總國市原郡大厩村濱野東南一里菊間村國府一里許

上總國府 市原郡上三十日總社村十一合村して市原村

此府の事と更級日記に見え又源將軍頼朝旗揚より着上總國府とも見ゆ

國分寺 同村現在元祿中舊墟再建

總社 同村鎮座總社明神と申す

島穴 驛馬五疋○大前より凡三里

同國同郡島野村(島穴郷)姊崎町東北一里許國道に當る村舎

元慶元年五月海上郡島穴神授正五位下とあり村は島野明神とて鎮座  
養老川以南と海上郡なりしが戰國の末は市原郡と合せらる

藤瀦 驛馬五疋○島穴より凡五里

同國望陀郡十日市場望陀周准天羽三郡を合せ君津郡と改稱す

此地と木更津町の東北一里中郷村に入る  
驛趾未詳前後兩驛の中間を量りて此地に定む驛趾多く市場と傳ふ

天羽 驛馬五里○藤瀦より凡五里

同國天羽郡中郷村天羽川の南岸十一村相合して環村と稱す

下流二里を湊村とす海口にて鐵道驛あり  
此驛より國境の横根峠を踰えて安房に入る今道の海岸路と異なり

川上 驛馬五疋○天羽より凡五里

安房國平群郡川上村(川上郷)平久里吉澤等と合同平群村

伊豫岳富山の山谷間にて館山灣に注ぐ湊川の源流なれど此名あり



安房國府 平群郡府中 八村合同して國府村と稱す 北條町の北一里許

養老二年五月割上總國平群安房朝夷長狹四郡置安房國。天平十三年十二月安房國并上總國。天平寶字元年五月安房國依舊分立。平群郡と後世群郡を重複と見誤り群を省きて平郡と稱したり近時又四郡を合同して安房の一郡とす佐渡志摩も同じ

國分寺 國分村現在 府中の南よて安房郡に屬す近時館野村よ入る 寶字以後の建寺なり今の堂舎と慶安頃造立

總社 一之宮 國府附近に一宮ある所と其社を國內諸神の奉拜場 國に充つると諸國其例多し次條を見よ

白濱 驛馬五疋〇川上より凡六里

同國安房郡白濱村(白濱郷) 房總半島の南端よて 野島崎に燈臺を置く

國の極南よして太平洋よ面すかゝる處に驛家を置くこと不審と云とん 是れ安房大神宮奉幣使の用なり景行帝東巡のをり浮島宮よ於て安房 大神を御食神とせられしより朝廷の崇奉特よ重く安房郡を奉じ神郡 とし貞觀元年正三位を加へ鹿島香取と并せて坂東三大社と稱す鎮座 の地を大神宮村と云ひ當國一宮とす白濱より西一里

### 大和路

和銅四年正月始置郵亭驛山背國相樂郡岡田驛綴喜郡山本驛河内國交野郡楠葉驛攝津國島上郡大原驛島下郡殖村驛伊賀國阿閉郡新家驛此等の驛家と奈良の京を建てられ東國西國の驛次を起させ給ひし者されど大和伊賀の驛家と兵部式よ載せられず諸書よ亦明記なし今上文を基として新定する事左の如し(楠葉大原殖村三驛既出)

山崎 山城國乙訓郡大山崎村大路既出

大路第一驛の條よ云ひしが如く山崎橋を大和の通路とす

山本 同國綴喜郡山本村(山本郷) 山崎より凡五里 玉水鐵道驛西半里

木津川の西岸三山木村〇平安遷都以前に此驛より宇治橋よかゝりて山科驛よ通せしなり山科驛趾と小野の北旅辻の長者池其處(上卷漏)

岡田 同國相樂郡木津町 山本より凡三里 奈良市の北二里

和銅元年九月行幸山背國相樂郡岡田離宮四年正月置岡田驛貞觀元年正月山城國岡田國神加從五位上とあり名神大社よして木津町よ鎮座 木津川本名山城川その南岸よ在り京都奈良伊賀河内鐵道十字場なり



上市 大和國城上郡金屋村(上市郷岡田より凡六里)

上市と古より海石榴市ツバイチといふ敏達紀は海石榴市亭とあると即郵亭なり推古紀は遣飾騎七十五疋而迎唐客於海石榴市衙ともあり萬葉集十二石榴市の八十衙とある同所なり此地之飛鳥京より東國西國出入する要路に當れ心世上世より驛家旅舎ありし處○後ながら蜻蛉日記枕草紙小右記等も椿市など見ゆ金屋村は椿市観音堂つゝいち地藏堂あれど郷名二字を取り上市とす

大和國府 高市郡 上一日 土佐町 上市より凡四里

土佐町は國府八幡ませり府趾とす○高市と推古帝より持統帝に至る凡百年間皇居の地として飛鳥の京と稱す故に國府も其近側は置きしなり○上一日と奈良市の行程にて平安京となりて改めざりしと覺ゆ○當國平群郡は今國府イマゴフといふ地あり(生駒郡本多村)多神宮の久安五年注進狀を引證として國府移轉地とす然共其注進狀之後人の偽託に出で信用すべからざるもの(別有考證)按ふ興福寺乘徒は筒井舜良房順永といふ者あり嘉吉中筒井は居て勢威を振ひ孫良舜坊順興曾孫榮舜房順昭に至り大和二十萬石を領し天文中守護と稱す順昭の子陽舜房順慶なり天正中大和一國を賜り郡山を居城とす(慶長末家亡)

筒井之郡山の南二十餘丁は在りて今國府と相接す因て思ふ筒井氏が國務所を置きしより今國府の地名を遺せしならん

國分寺 南八木村現在(村人之日本最初國分寺と云ふ元祿中再造)

總社 國府八幡宮土佐町鎮座國府神社と稱す

當麻 同國葛下郡當麻村(上市より凡四里)

天武紀は將軍大伴吹負引軍如西到當麻衙とあり上の石榴市衙と照し郵亭ありしを證すべし此地より國境の二上岳を踰え河内に入り丹比驛に到る行程五里大和の京より難波の都に通せし道路なり履仲紀は太子到河内國地生坂願望難波火光而大驚急馳自大阪向倭遇少女問曰此山有人乎對曰執兵者滿山中宜廻自當麻徑踰之と二上岳と兩路あり南を竹内峠といふ兩岳の際を岩屋越といふ是れ當麻徑

○大坂關(天武紀は八年初置關於大阪山、また將軍吹負既定倭地、便越大阪往難波とも見ゆ大阪之竹内峠、また嶺東は關屋二上村あり)

此關一名を鷲關と稱す孝德御陵と大阪磯長陵と申し又鷲陵ともいふ河内石川郡山田村にて竹内峠の西腹に在り枕草紙にも陵と云へり關の一名も是より出づ古市を歴て塚浦への通路なり

大和路



伊賀路

有市 山城國相樂郡有市村大和路岡田驛より凡五里

貞觀元年五月山城國有市國神加從五位上とあり岡田も國神とあり  
恭仁郷より出でたりと覺ゆ○前後兩驛の路程を量り新に此驛を補ふ  
木津川の北岸よて北笠置の東より上下二村共笠置村に入る

新家 伊賀國阿拜郡新居東村(新居郷)有市より凡五里

和銅四年正月置伊賀國阿拜郡新家驛家(既出)上野町の東北半里許よて  
國府へも東一里餘なり○阿拜山田合郡して阿山郡となる

伊賀國府 阿拜郡下二日府中 東條西條よ分れ府趾と西條

上下の日數と大和と同じく奈良への行程平安京へと各一日加ふべし

國分寺 三田村寺趾存在 上野停車場の東○伊賀郡法華村よ

舊寺廢絶既久し享保中樂音寺を國分寺と定む上野町の東北隅

總社 敢國神社 府中南宮山鎮座當國一宮なれと總社と充つべし  
貞觀十五年九月敢國津神授正五位下とあり

柘植 同國同郡柘植村(柘植郷)伊勢鈴鹿へ四里

伊賀伊勢の通路この驛家なかるべからず故に加ふ天武帝の大和より  
東國に赴く柘植山口より伊勢に入り給ふ又天照大神遷幸の都美惠宮  
も舊祠あり今も三方の鐵道要路に當る伊勢の界を加太越といふ

伊賀 同國伊賀郡市部村(新家より凡四里)

名張 同國名張郡名張町(伊賀より凡四里)

天武紀は是日事急不待駕而行云々夜半到隱ナバリ郡焚驛家因唱邑中  
曰天皇入東國急行至伊賀郡焚驛家而當國郡司等率數百衆歸焉會明至  
荊荻野タヲノ暫停進食到柘植とあり此兩驛家も東國行路を見るべし  
天平十二年伊勢行幸よも到名張郡到安保頓宮宿とあり今の青越なり  
其後百五十年許を過ぎ仁和二年六月廢伊賀舊道頓宮とわれを兩驛の  
廢止と其間あるべし○荊荻野古來會て定説なし是れ今の上野よて  
平野中の小丘殊に要害の地なり同紀に命多品治率三千衆屯荊荻野と  
あるも同處なり上野平樂寺と平清盛建立と傳ふタラの古名よ平樂の  
二字を填めし者と思ふ(別有考證)



本書之上卷緒言に陳べし如く如電の一家言なり清の俞氏曲園其著古書疑義舉例の自叙に執今日傳刻之書而以爲是古人之真本嘗猶聞人言笱可食歸而煮其笱也といへり是れ余が年來の持論と同一致なるぞうれしき我國の古書を總て傳寫本なり幾回幾人の手を歴しや固より知る由なし其真本よあらざると論なく又刻本となりしと慶長以降にて當時校訂の粗漏なるも言を待たじ其誤謬あり冗佚あり錯簡あり撥入あると亦明瞭なる道理にして今日此等の書に對し先其訂正を施さざる可らず古寫の文字に拘泥せず事理文理の通ずるを要とすべし是即一家言なり延喜式の驛家と古くより誰人も着手せず謂ゆる新地開發よて思ふまゝ開發するの愉快さ譬へんものなし國郡志其他諸書に驛名を擧ぐるも其國其地よ就き記注したるよ過ぎず七道よ通じ來往すべきさまよものしたると驛路通を創製とす故に驛名の誤寫と認むれを思ふまゝ文字を改め又新訓も定めぬ臆斷とも捏造とも云これなん是又一家言なり他人の説を破すと易く自己の案を立すると難し學者須らく自我爲古の意見あるべし前人よ頼らず舊説よ拘はず古今未曾有の言を樹てこそ著作の妙味なれば本書を閲たまはらん人々よ臆斷を擊つなかれ捏造を攻むるなかれ不動如山の確論を提げて向これん事を望む者なり其時よと速に兜を軍門よ脱くべしいかで遁辭を申すべき是亦一家言なり

北馬又南船東西驅鐵輪一畿八道上遊方五十年江山皆在目落來筆硯間  
只疑雙脚御高風成就一編驛路通 大正乙卯九月大槻如電時年七十一

大正四年九月十五日印刷  
大正四年九月二十日發行

定價金七十五錢

著者 大槻如電

東京市淺草區北富坂町二十五番地

發行者 林平次郎

東京市日本橋區數寄屋町九番地



印刷人 池田晴三

東京市淺草區黑船町二十八番地  
東京並木活版所

東京市日本橋區數寄屋町九番地

發兌所

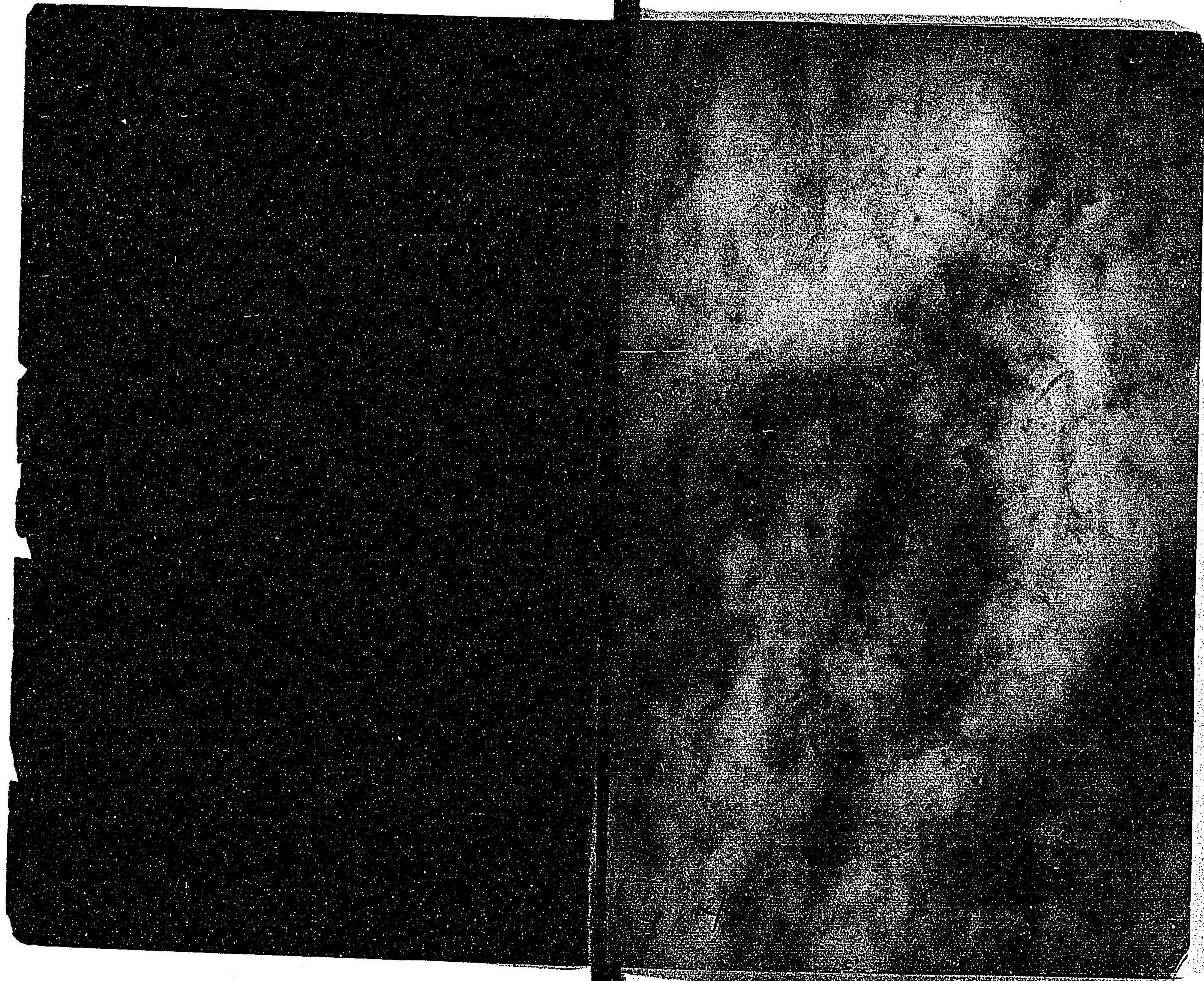
六 合 館

電話 特長本局五三一  
本局二一四四番




327  
519

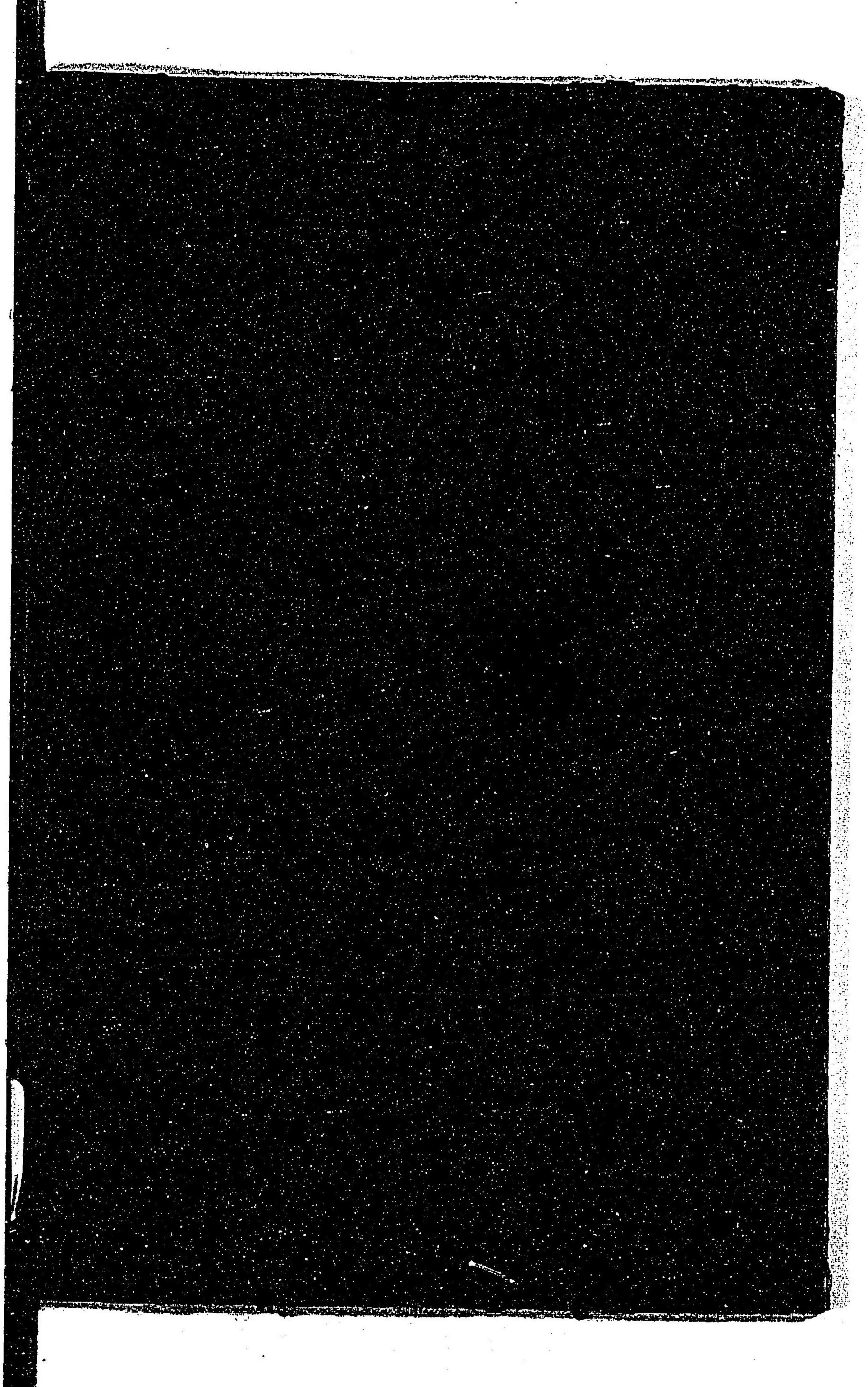










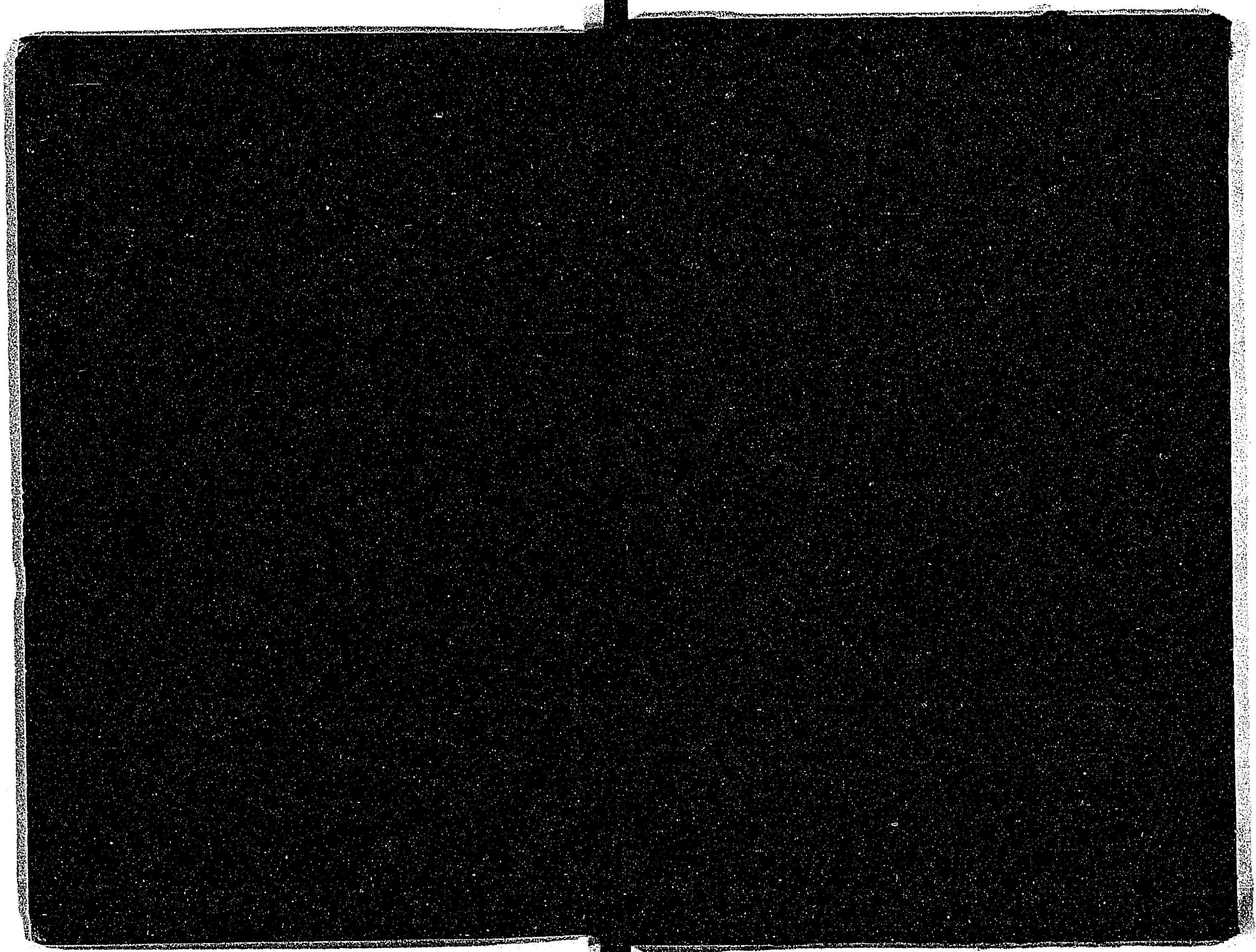




327

519







327  
519



